

第百八回 参議院農林水産委員会會議録第五号

昭和六十二年五月二十二日(金曜日)

午後一時開会

委員の異動

五月二十二日

辞任

初村滝一郎君
川原新次郎君
熊谷太三郎君

補欠選任

坂元 親男君
守住 有信君
宮崎 秀樹君

出席者は左のとおり。

委員長

高木 正明君

理事

委員

北 修二君
水谷 力君
宮島 湜君
稲村 稔夫君
刈田 貞子君

青木 幹雄君

上杉 光弘君

大塚清次郎君

川原新次郎君

坂野 重信君

坂元 親男君

鈴木 貞敏君

初村滝一郎君

宮崎 秀樹君

守住 有信君

上野 雄文君

菅野 久光君

村沢 牧君

及川 順郎君

諫山 博君

下田 京子君

國務大臣

農林水産大臣

政府委員

農林水産大臣官房長
農林水産大臣官房審議官
農林水産省経済局長
農林水産省畜産改良局長
農林水産省畜産局長

林野庁長官
水産庁長官
建設大臣官房審議官
建設省都市局長

事務局側
常任委員会専門員

外務省アジア局長
北東アジア課長
労働省職業安定局雇用政策課長

説明員

三治 重信君
喜屋武眞榮君
山田耕三郎君
加藤 六月君
薗 滋君
青木 敏也君
眞木 秀郎君
鴻巣 健治君
京谷 昭夫君
田中 宏尚君
佐竹 五六君
中嶋 計廣君
北村廣太郎君
安達 正君
高野 紀元君
廣見 和夫君

本日の會議に付した案件

○農林漁業信用基金法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

議院送付)

○集落地域整備法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高木正明君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農林漁業信用基金法案を議題といたします。本案につきましては、既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○菅野久光君 まず初めに、日韓漁業協議についてお尋ねをいたしたいと思います。

この問題は、昨年の十月末で切れる日韓漁業政府間暫定措置について、期限までに話し合いがつかなかったために、最長一年を限度として自動延長することになり現在協議をしているというものであります。私はこの問題について、我が国漁業にとつて極めて重要な問題であることから、本委員会においても質問をいたしました。十月末まであと五カ月を残すのみになりましたが、去る五月十一、十二、十三日に第二回日韓漁業協議が東京において開催されたわけです。その協議の内容や状況についてひとつ報告をしていただきたいと思います。

○政府委員(佐竹五六君) 今、先生から御指摘のありましたように、五月十一日から五月十三日まで東京において本年第二回目の協議を行ったわけでございます。

今回の協議におきましては、かねて日本側は枠組みの見直しが必要であるという主張をしてきたわけでございますが、これに対して韓国側は、それぞれ問題のある海域で自主的に解決すればいい、こういうことを主張し、いわば入り口のところでなかなか議論がかみ合わなかったわけでございますので、私どもとしては枠組みの変更というものはどうしても必要だと思ふけれども、その問題

をちよつと一応棚上げして、仮に韓国側が自主的な規制による解決を考えているというならば、具体的にどういふことを考えているのか出してみるべきであるというのを強く前回も主張したわけでございます。今回韓国側からは、基本的立場は変えないわけでございますが、一定の提案があったわけでございます。これは北海道、山陰、九州それぞれの海域において一定の自主規制をするという案の提案があったわけでございます。

これに対して日本側からは、日韓漁業協定締結後二十年たつており、現在のような日韓の漁業関係を規律する決め方というのは極めて不自然である。例えば北海道は自主規制であつて、西の海域では日韓漁業協定によつて操業の秩序化が図られている。しかも、その中で済州道沖についてはやはり我が国の側が自主規制を行つてゐる。これは制度的にいつても極めて不自然であり、現在韓国側が日本近海においてほとんど全国的に全海域において操業しているという実態から見ても、このような規律の仕方では不十分であり、枠組みを見直すべきであるというのでかねて主張したわけでございます。それを具体的に提案をしたわけでございます。

提案の内容の詳細については、ひとつ交渉中のことでもございますし御容赦いただきたいわけでございますが、思想といたしましては、協定改定という形をとつて、その中に二百海里法の思想を織り込んでいきたい、そういう案を提案したわけでございます。

このように、日韓両国間の問題解決へのアプローチはやはり基本的に違つてゐるわけでございますが、ただ、一点ここで申し上げておきたいことは、韓国側もまた、この問題はもう放置できない、かような認識を持っているやうかがわれたわけでございます。このことにつきましては、実

は先般も、五月の初旬、外務大臣が日韓定期關係會議等におきましても強く漁業問題の解決の緊要性について韓国側に申し入れをされているわけでごさいます。その他あらゆる機会を通じて問題解決の喫緊性について訴えておられるわけでごさいます。それが一定の効果を持ったのではないかと推察するわけでごさいます。韓国側が具体的な提案をしてまいったという点で若干の進展があった。もちろん立場が基本的に違ひますし、特に取り締まり権の問題等につきましては非常に難しい問題でございますけれども、若干の進展があった、かように私も考えている次第でございます。

〔委員長退席、理事水谷力君着席〕

○菅野久光君 外務省、来ておりますか。

今、佐竹長官からお話がありました。この日韓漁業問題について倉成外相、それから安倍自民党総務会長が訪韓された折に話し合われたやに報道されておられるわけですが、このことにかかわつてどのような状況であつたのか、ひとつお話しただきたいというふうに思ひます。

○説明員〔高野紀元君〕 お答え申し上げます。

今、先生の御指摘になりました日韓の定期外相協議が五月四日に韓国で行われまして、その際、我が方からは漁業問題に關しまして二国間の問題といたしました。日本側の最大の関心事項であるという立場から、現行の日韓漁業協定が実態と合致なくなつてゐるという点を指摘いたしまして、現行制度の枠組みの見直しを行うということの必要性を強く訴えた次第でございます。

これに對しまして先方は、日本側のお話はよく承つた。現行協定は日韓国交正常化の重要な一部でありまして、現在の漁業關係の安定的な運営に貢獻しているというふうに認識しておる。他方、操業実態が変化していることは私も同意見です。協定見直しについては、種々の問題を惹起するおそれがあるので静かに実務レベルで協議し、協定の実施繰りについて実態に合せて調整していくことが大切だ、こういう反応でございました。

このほか外務大臣からは、大統領への表敬あるいは先方の國務總理への表敬の際にも、この問題について日本において非常に大きな政治問題であるという点を指摘いたしまして向こう側の協力を求めたわけでごさいます。我が方といたしましては、韓国の最高首脳にこの問題の重要性を認識せしめることができたというふうに考えております。

○菅野久光君 安倍総務会長の方は。

○説明員〔高野紀元君〕 安倍総務会長は五月十五日からやはり訪韓されたわけでごさいます。その機会にも大統領表敬あるいは國務總理、それから先方の崔代表、外務部長官でございます。それぞれの人との会談におきまして、日本国内でこれが大きな問題となつておりました。大局的な立場から日韓關係を壊さないよう解決したいというふうな発言をされたわけでごさいます。

〔理事水谷力君退席、委員長着席〕

先方のこれに対する反応は、先ほど申し上げましたような外相協議における先方の発言とほぼ同様のものではございまして、いすれにしても、日本の自民党の要人から先方の首脳にこの問題の重要性を訴えるということは意義があつたと考えております。

○菅野久光君 一部の新聞だと思ひますけれども、外務大臣がこの漁業關係について何か話し合おうとしたけれども、そのことについては余り取り合はないといひますか、取り合つたとしてもすぐ別な話に切りかえられたというふうな話、一部の新聞だと思ひますけれども出ておりました。が、今の報告を聞きますと、必ずしもそんな状態ではなかつたということで私の方では受けとめておきたいというふうに思ひます。外務省結構です。先ほど佐竹長官の方からも、今までから見ると若干の進展があつたような答弁がありました。が、いすれにしても、あとわずかな日だといふ日程の中です。日韓漁業協定の今後の日程だとかあるいは見通し、そんなものについてはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員〔佐竹五六君〕 進展があつたと申しましたのは、韓国側からともかくも具体的にどのような自主規制するか、そういう提案があつたという点などございまして、これは私も基本的には枠組みの変更が必要であるという立場はまだ捨てておりません。しかし、お互いに二百海里を引き合つとか、あるいは協定を改定するとか、仮にそういうことをやつたといひましたとしても、お互いに排除し合つたということは、これは両国共通の資源を使つて漁業を営んでいるわけでごさいます。からできないわけでごさいます。お互いにこの海域でどれだけ相手国漁船に対して魚をとること、これを認めるか、そういう交渉が必要になるわけでごさいます。今回の韓国側の提案はその一つのたたき台になるであろうということで、基本的立場は私も堅持しつゝも、なおこの具体案についてこれから詰めてまいりたいというふうに考えているわけでごさいます。

その際には私も私としては、日韓が両国間でトータルとしてバランスのとれた案であること、それからまた、日本の沿岸漁民から見ると一定の評価される内容であること、それからまた、特定の漁業種類について致命的な打撃をもたらすようなものでないこと、こういうことを旨としてその内容の詰めを圖つていきたいと思ひます。

いすれにいたしましても、我々が韓国漁船を一定の海域から排除しようとするれば、韓国側としてはやはりそれに見合つた分だけは日本側も、日本漁船の操業も排除したい、こういうことを主張しておられるわけでごさいます。この間のバランスをどのように圖つていくか、ここが一つの問題点であらうかと思ひます。

それからもう一点、枠組み問題に韓国が非常に固執いたします理由は取り締まり権の問題でございまして、これにつきましては、特に二十年前協定締結当時、日本側は非常に旗国主義、現在のシステムに固執したという、これは事実としてそういう事実があるわけでごさいます。二十年たつ

たがゆえにその立場が変わつたということは韓国としては理解したいと言ひまして、この点は非常にたいたいわけでごさいます。これは協定を改定しない限りは今の仕組みは改められないものでございまして、その意味で韓国は非常に固執しているわけでごさいます。

ただ、私も私としては、現在我々がつかんでゐる事実からいひますと、韓国船の相当数については船名を隠して操業をしておるということがあつたわけでごさいます。船名を隠してゐるということになりますと、現在の旗国主義、それぞれの沿岸国がその違反した漁船の名前を相手方に通報するというシステムはこれは動きようがないわけでごさいます。この点はいわば条理の問題として私も日本側の主張というものは一定の説得力を持つてゐないかと思ひます。ございまして、この点まさに協定問題になりますので外務省の管轄の問題にもなるわけでごさいます。けれども、私も非常に困難な問題ではございまして、今申し上げましたような立場から事態の解決を図る糸口を見つけていきたい、かように考えているわけでごさいます。

○菅野久光君 先ほど申し上げましたけれども、十月末まであと五カ月しかないですね。七カ月たつてやつと二回目がこの間終つたばかりです。ですから、よほどこれは精力的にやつていかなければならないというふうに思ひます。が、それにしましても、今年度の水産行政、これは大変な問題がいろいろあります。ついこの間も北洋の対日漁獲割り当て量が前年の一％とか、きのうでしたか、サケ・マスに対するイルカとかトドの問題、まあ次から次にいろいろなことが来ているわけですが、今年度の水産行政の中でこの韓国漁船の問題、日韓漁業問題についてはどういう位置づけをいたしますか、いろいろ重要な課題があると思ひますけれども、その辺の位置づけはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員〔佐竹五六君〕 昨年の経緯も考えれば、これは最重要に私も取り組まなければなら

ない問題である、かように認識している次第でございます。

○菅野久光君　そうですね。私も最重要点に取り組まなければならぬ問題だということで、実は基金法もこれはわかりある問題だということで取り上げたわけですが、きのう村沢委員の質問の中にも、大臣の所信表明あるんですけれども、もう第一に取り組まなければならぬ問題なんだけれども、このことについては一つも書かれていないわけですね。書かれてなくてもわかるだろうと言われればそういうこともありませんが、ここに書かれるか書かれないかということは、関係者にとっては極めてその受け取り方がやっぱり私は違うというふうに思っています。そういう点で、今、長官が胸を張ってもうこれは第一に取り組まなければならぬ問題だということであれば、やはりちよつとそのことが記載されてしかるべきではないかというふうに思いますが、その辺はいかがですか。

○政府委員(佐竹五六君)　確かに当然書いておくべきであらうとおっしゃれば、それは書く方がよろしかったと思うのでございます。私も、昨年来の経過の問題でございまして、特に新しい施策ということではなくて、もうこれを解決しなければならぬということ、昨年来大臣も当委員会において御答弁申し上げておる問題でもございまして、当然のことであるということで特に記述はいたさなかったわけでございますが、そのことについて反省すべきであるということであれば、確かにそれは書いておく方がベターであつたかもしれません。それはそのように考えます。

○菅野久光君　長官、素直に言われるので、これ以上私も言うことはちよつと差し控えたいとは思いますが、当然のことといえ、ここに書かれておることもみんな当然のことなんです。当然でなかったらこへ書かないわけですよ。そういう意味では、やはりきちつと書いてほしかったな、書いておくべきだったなということを私は指摘をしておきたいというふうに思います。

韓国漁船の問題は、今日まで約二十年間にわたつてずっと続いてきております。そういう経過から、二百海里の暫定措置法の即時適用以外にもう解決の道はないというのが関係者の一致した意見であり、そのことは長官も大臣もよく御承知のことだと思ひます。

今、長官からも答弁がありまして、本年の水産問題についての最大の課題はこの問題だということに私も認識しております。減船等漁業生産構造の再編整備など、あるいは沿岸事業による生産基盤の整備等にかゝる資金をつぎ込んで、この問題をきちんとした形で取り決めるしなければ、いわゆるざる水、ざるに水を入れるみたいなことになるのではないかと、私には思ひます。特に、私もこの委員会でも何回か言ひましたけれども、自分たちがやはりこの資源を守ることと禁漁期間を設けてやつていく。にもかかわらず韓国漁船が目の前で魚をとつていく。漁民感情としては、もうとてもじゃないけれども我慢がならないというものが今の漁民の人たちの偽らざる気持ちです。

去る五月の十二日に北海道漁業協同組合長会議がございまして、私もその会議に出席をいたしました。この中で第一の重要問題として韓国漁船等に対する我が国二百海里暫定措置法の即時適用の実現、これを満場一致で決定いたしました。漁業関係者にとつてはもう大問題であるこのことが、先ほど申し上げましたように所信の中に載つてなかつたというのは、極めて私は、地元ということも含めて、これは北海道だけの問題ではなくて、北海道の漁業の問題は日本の漁業の問題だという観点から非常に残念だと思ひます。

このことについて、長官からいろいろお話をありましたが、大臣、ひとつこのことにかかわつて感想なり何か所見がありましたらお伺ひしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(加藤六月君)　昨年来、この問題につきまして政府を挙げて取り組んでおるところでございますし、また昨年行われました日韓定期閣僚会議においても、この問題を強く日本側として

は主張してきたところでございます。ただ、両国の間の問題解決へのアプローチには大きな相違がございまして。問題解決には困難が予想されておるところでございますが、ただ、この問題は放置することはできないという点については両国の認識の相違はないと考えておるところでございます。したがひまして、困難な道ではありますが、今後十月末の期限までに問題を解決するため、外務省とも相談しながら全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○菅野久光君　何としてもにかく十月末までには解決ができるように最大のひとつ努力をしていただきたいと思ひます。そうでなければ、漁民の中で不測の事態が起きる、そういう可能性を含んだことをしつかり踏まえてやつていただきたいというふうに思ひます。

それじゃ、次に法案にかかわる問題で直接的な問題であります。去る五月十二日の与野党国対委員長会談において、売上税法案の取り扱いについて合意をしております。したがつて、農林漁業信用基金法案の附則第三十八条の規定は事実上削除となるというふうに解釈してもよろしいでしょうか。

○国務大臣(加藤六月君)　この規定につきまして、与野党国対委員長会談のとおりであります。

○菅野久光君　そのことについては確認をしておきます。

ただいま提案された基金法ですね、提案理由の説明にもありました。これは行政改革の一環として特殊法人等の整理合理化を推進するため、昭和五十八年三月の臨時行政調査会が答申した中に、三法人の業務の共通性に着目して統合についての指摘があつて、それに基づいて今回提案がされたというところで、五十八年から今日まで法案提出に相当の期間が経過しているわけでありまして、その理由は何か。

○政府委員(眞木秀郎君)　ただいま菅野委員御指摘のように、この統合の対象となります三つの法

人、業務の共通性ということから、五十八年三月に統合について臨調答申が出されたわけでございます。しかしながら、この三法人を横に並べて比較してみますと、組織形態につきましては、農業者の方は認可法人で社団の構成、林業の方は特殊法人で財団の構成、それから漁業の方は認可法人で財団の構成ということになっております。また、出資構成につきましても、農業者の方あるいは林業の方が政府全額出資制ということになっております。また、業務内容につきましても、農業者は保証保険二段階制のもので保険業務のみ、それから林業は保証一段階制のもので保証業務と、それから国産材産業振興資金関係の業務を行つております。それから漁業の方は、保証保険二段階制のもので保険業務に漁業災害補償関係業務を行つておるということで、種々の相違点があつたわけでございます。

農林水産省といたしましては、この臨調答申を受けまして、これらのいろいろな三法人間のそれぞれ相違点を踏まえながら、その円滑な統合を図るために、五十九年五月に検討体制を整備いたしました。省内外検討を開始いたしました。その後六十年八月以降、関係の諸団体と幅広く意見調整を行つてきたところでございます。その結果、六十年八月にこれらの意見調整の結果、大方の意向といたしまして、制度、事業が後退することのないように、それからまた三法人の業務はそのまま引き継ぐべきであるという意見が集約をされたわけでございます。これを踏まえまして、今般この統合についての法案を御提案したという経緯でございます。

○菅野久光君　それぞれの関係団体からの意見の聴取といふことが、そういうことに相当時間がかつた、それが主たる理由といふべき理由、あるいはこれ以上ちよつと変えようがないじゃないかというふうなこともあつて、時間も経過したし、今回のような形で提案せざるを得ないのかなというふうなことで提案されたのか、その辺はい

ろいろあると思いますが、農業信用保険協会、林業信用基金及び中央漁業信用基金の業務は、今局長からお話のように、今までどおりその業務は承継をするということでありますが、これはやつぱり業務の内容からいって、自然な姿といえますか、望ましい姿であるというふうにお思いませんか。本来ならやつぱりこういう形がいいんじゃないのかなというふうなものは何かお考えになっておられますか。今もつとにかく四年も経過したし、何らかの形で臨調のあれに沿ったような形でやらなければならぬ。そのためには、当面やはりこの形だが、将来はこういう形の方に持っていくべきではないかというふうな、そういうお考えはありますかどうか。

○政府委員(眞木秀郎君) ただいま申し上げましたように、それぞれの統合の対象となります三法人、業務なり組織が大変違つておるといふことで、それぞれの関係者の意見、それからやはりこれらのそれぞれの仕事、それぞれの農、林、水、金融政策と密接に関連して行われておるといふこともございます。そういう状況を踏まえまして、今回は業務につきましては、そのまま引き継いで新しい法人で行っていくことに決めたわけでございます。したがって、今直ちにこの統合が行われた後に、これを全部混然一体となるというふうな形で新しいイメージなり形を考へるといふことは考へておられないわけでございます。やはり現在の業務を引き継いでそれぞれのまた改善なりそういうものを図っていくというのが基本的考え方でございます。

○菅野久光君 提案しているんですから、それ以上のことをなんということになると、これは大変なことになるわけですが、この仕組みですね、制度としては、例えば農業信用保険協会が中央にあつて、各都道府県に農業信用基金協会がある、そして借り受ける農業者等があるというふうな、都道府県に農業と、それから漁業ですね、漁業信用基金の場合にはそういう仕組みになつてゐる。林業信用基金については、都道府県ではな

くて、林業者から直接その林業信用基金との関係ということになつてくるわけですね。これは中央で一本化しますが、各都道府県にある農業信用基金協会、それから漁業信用基金協会、これはどのような形になるんでしょうか。

○政府委員(眞木秀郎君) 御指摘のように、各都道府県段階におきましては農業信用基金協会、それから漁業信用基金協会が業務を行つておられるわけですが、これらの県段階の基金協会は、それぞれが農協なり漁協の信用事業と密接なかわり合いを持つてその仕事を行つております。したがつてまた、利用者につきましても、農業あるいは漁業者の人的範囲が違つておるわけでございます。そういうような事情から、今回県段階においてこれらを統合するといふことは考へていないわけでございます。

○菅野久光君 それから、それぞれ担当するところは、これは経済局ですね、本省の経済局に、それから水産庁、それから林野庁と、それぞれにまた窓口というんですか、そういう指導機能的なものがあるわけですね。それはどんな形になりますか。

○政府委員(眞木秀郎君) これらにつきましては、先ほどちよつと申し上げましたように、それぞれの業務が農、林、水の金融の政策と結びついて行われておるといふこともありまして、従来どおり農業につきましては経済局、林業につきましては林野庁、漁業につきましては水産庁がそれぞれ担当するといふ形でございますけれども、全体といたしましての基金自体に対する指導監督といったものは経済局が行いますので、その間の調整を十分うまく図つていきたい、このように考へております。

○菅野久光君 何のことはない、三つのやつは一つにするけれども、あとはみんな今までどおり、あるいは基金協会の総務的なことだけは経済局が窓口になるというふうな形だといふふうに、簡単に言えば理解をすればいいわけですね。この三つの協会や基金が、形は統合するけれど

も、財務運営はそれぞれ他と独立して行われるように区分整理をするということになつておりますね。それで、端的に統合するといふ意味、それは臨調からそういう指摘があつたからということになるのかもしませんが、そのメリット、デメリットはどういうところにあるんですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 統合によりますメリットといたしましては、先ほど来申し上げておりましたように、業務をそのまま引き継ぐといふことでございますので、そういう面はなかなか見出しがたいわけでございますが、直接的には、例えばその役員なり総務部門等の削減によりまして組織の簡素化が図られるといふことが一つあるわけでございます。それからまた、資本の増加等によりまして対外的な信用力が増す、あるいはまた、余裕金を運用する場合に一括して運用するといふことで効率化が図られるといふことがあろうかと思ひます。また、長期的に各部門間の人事交流等による業務運営の活性化といったようなものも期待されるかと考へております。

○菅野久光君 今のお話の中で、財務運営は区分整理をしてやるといふことが、剰余金等については何か基金一体で運営するかのような答弁があつたように聞かれましたが、それはそういうことですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 余裕金につきましては、そのように考へております。

○菅野久光君 財務内容には当然アンバラが生ずるといふことになるというふうに思ふんですが、それについてはどういふふうに取り扱うつもりでしょうか、他の会計との関係ですが、三つありますわね。それで三つの会計がそれぞれ内容的に若干いふところと悪いところと、そういうアンバラになる。そういう場合になんという取り扱いをするのか。

○政府委員(眞木秀郎君) 実際の運用の細かいことにつきましてはこれから詳細に決めていくような話でございますけれども、それぞれの区分整理された中で余裕金として運用すべき資金がある場

合に、それをできるだけ効率化を図るために一体として運用して、それから出た利益なり運用益といったものをまたそれぞれのところへ戻していく、そういうような仕組みにならうかと考へております。

○菅野久光君 その区分整理するといふ、その区分整理といふことが何かちよつと理解ができないといふんですかね、例えば農業なら漁業でどうしても政府の方で出さなきゃならない金がある。それは漁業の関係について出すといふことであつて、ほかとの経理の関係はないといふことになる、それが区分整理じゃないかといふふうな思つてゐるんですが、経理はやつぱり一体運営といふことになるのか、その辺のところはどういう取り扱いになるのか、区分整理といふそういう意味で。

○政府委員(眞木秀郎君) 区分整理といふことは、はつきりするようにさせるわけでございます。各業務の出資者なり受益者が異なつておるといふこと、それからまた、農、林、水それぞれの間で財務の独立性を確保することが関係者のこれまでの検討の中での総意であつたといふことで、区分整理をするわけでございますが、したがひまして、各業務の財務内容にアンバランスがあつて、一つのところでプラス、他ではマイナスといふような状況がある場合でも、各業務の区分に応じましてそれぞれ利益なり損失を整理して行つ、そういうことで区分整理はきちんとやつていきたいと考へております。

○菅野久光君 いろいろなことが言われておりますが、要は、今まで農業信用保険協会や林業信用基金及び中央漁業信用基金がやつていた業務、それについては財務関係も含めていささかも変更がない、業務の関係については変更がない、そのことによつて迷惑をかけるようなことはないといふふうな理解をしたいわけですが、そういうことではよろしいでしょうか。

○政府委員(眞木秀郎君) そのように考へております。

○菅野久光君 農業を取り巻く状況が非常に厳し

い中で、農業信用保証保険制度、これは今後どのような役割を果たしていくべきかというふうな考えておられるのか、その辺の見解をお伺いいたしたいと思ひます。

○政府委員(眞木秀郎君) 今後、金融の果たす役割というものは、農業政策あるいは林、水それぞれの中であつて増大していくと考えております。したがうて、この金融を円滑化するための本制度の役割もまた大きなものになつていくわけでございます。したがうて、今後とも県レベルでの協会、あるいは中央段階での今回の新しい信用基金それぞれにつきまして、財務基盤の充実確保に努めるといふことを中心に本制度の円滑、適正な運営を図つていきたい、このように考えております。

○菅野久光君 農業の中でも特に畜産農家なんです、ほんの一部に見られるような多額な負債、これについてはどのような施策を講じているのか、また講じようとしているのか、お伺いいたします。

○政府委員(京谷昭夫君) 最近の畜産経営の動向を申し上げますと、御承知のとおり、配合飼料価格がかなり低下をしてゐる。そうしてまた、したがって畜産物の取引条件が好転をしてゐるという事情を背景にしまして、平均的に見ますと、畜産経営全体の収益性というものは上がつてきておるわけでございます。その結果、負債は減少傾向、資産が増加傾向といふことが言えようかと思ひます。

ただ、御指摘のとおり、畜産経営、特に酪農、肉用牛生産といった大家畜経営部門におきまして、近年非常に急速な勢いで規模拡大をしてきておりまして、その過程で多額の負債を抱へ込んで、特にまた、個別の経営別に差がございまして、経営管理能力なりいろいろな技術力の格差に起因をして負債が累積し、固定化し、償還が難しくなる、そういう事例が出てゐることは事実でございます。そういう事態に對しまして、御案内のとおり、

農林漁業金融公庫におきます自作農維持資金の融資という仕組みがございまして、これを基本としておりますが、畜産の特殊事情もこれありといふことで、酪農部門につきましては、御承知のとおり、五十六年から五十年計画で酪農経営負債整理資金という特別融資を行つたわけでございます。約六百億円の融資を五年間でしたという状況でございます。それから肉畜経営につきましては、五十七年に経営改善資金、さらに六十年から六十二年の三カ年にわたりまして、肉用牛経営合理化資金といふことで総額約五百億円の長期低利融資を予定してございまして、六十二年度を最終年度といふことでこれから仕事をこなしていこうといふふうな考えておるわけでございます。

さらにまた、これらの金融措置が一つの区切りをつけておるわけでございますけれども、やはり個々の経営者、生産者につきまして、先ほど申し上げました経営管理あるいは財務管理面で個別の指導をしていくということが大変重要であるといふことで、実は六十二年度、本年度から農協系統、それから各都道府県の畜産会系統のお力も得まして、農協段階で特別指導班といふような組織を編成いたしました。問題のあります畜産農家に対して個別に財務管理なり経営管理についての相談あるいは指導をしていく、そういう体制をつくりあげて、こういった経営問題に対する対応を強化してまいりたいといふふうに考えておるわけでございます。

○菅野久光君 特に経営に問題があるといふことが、非常に脆弱な体質の畜産農家、こういうところについては何とか指導をしていくような、そういう体制をつくつていきたいといふ今お話があつたといふふうな受けたんですが、もうちょっと具体的に何かお話をさせていただけますか、いつごろ、どういふ体制だとか。

○政府委員(京谷昭夫君) ただいま申し上げました問題のある個別農家に対する指導体制整備については、実は六十二年度の畜産物価格の決定時におきまして、畜産振興事業団の指定助成事業とい

たしまして、中央畜産会に對しまして約五億円の援助を行うことにしまして、これを活用いたしまして、先ほども申し上げましたけれども、各都道府県段階の畜産会あるいは農協系統組織、そこで畜産問題についての指導体制の組織化をしていただく。その県段階の組織の指導のもとに、必要の都度各単協レベルで、これは金融業務を行つてゐる機関を含めてございまして、指導班をつくらせて、それぞれの管内におきます問題のある畜産経営に對して個別指導をしていく、そういう仕組みをつくらうといふことで措置をしておりまして、実はこの具体的な進め方について、今畜産会あるいは全中と相談をしておるところでございます。初めての仕事でございまして、末端までチームが編成されて具体的に巡回指導活動といふんですが、そういう活動がおりていくのはもう少し間がかかると思ひますけれども、できるだけ早くそういう体制整備をして具体的な活動に入りたいといふふうな考えておるわけでございます。

○菅野久光君 総体的に見れば、収益は上がつて借金も減つてゐるといふことで言われておりますが、ただ、個々の農家に實際に当たつてみると相当そこらには問題があるので、総体的にはそういうことが言えたとしても、この農家負債、特に畜産農家の多額な負債の問題については、何らかの手を打たなければこれは大変なことになるのではなにかといふふうに思ふんですね。特に近年、生産調整などを含めて、えさ代が安くなつたとか何とかといふことで価格が下げられますが、しかし實際金を借りた、お金というものは借りの時点の利子で払うわけですね。公定歩合が幾ら下がったとしても、それは借りの時点での利子ですから、とてもとても大変なんです。安い利子に借りかえられよう、そういう形になれば一番いいわけですが、けれども、なかなか現実的にはそうはいかない。林業などは今回五十年償還といふような超長期の資金も使えるような形になつてまいりましたが、酪農の場合には償還期限十五年といふ酪農経営負債整理資金、こういうことがありますが、やはり

もつと長期な資金の導入を図つていかなければ、こういう多額な負債の問題、そしてコストを下げ、いわゆる足腰の強い畜産といふような、そういうことにはなつていかないのではないかと、いふに私は一般的には思ふんですが、局長どうでしょうか。

○政府委員(京谷昭夫君) 金融の仕組みについては、やはりその対象になる経営の性質なり状況といふものを踏まえて仕組まれていると思ひます。私も、先ほど申し上げました畜産特別資金として現在までやつてきております仕組み、これで現状に應じた機能は一応果たしてゐるのではないかと。確かに一部に負債問題で問題のある経営も残つてゐることは事実でございますけれども、大部分の皆さん方は、決して容易ではないと思ひますけれども、これまでの融資制度のもとで頑張つておられますし、私も、現在のところ、これまでやつてきた融資制度その他の助成措置によつて一区切りがついたものといふふうな考えておるわけでございます。

先ほど申し上げました個別指導活動を今後進めまして、どういふ問題があるのか、あるいは何が可能かといふ点については、よくまた検討してまいりたいといふふうに考えております。

○菅野久光君 それでは次に漁業についてありますが、二度にわたるオイルショックとか、あるいは各国の二百海里規制に端を発して漁業経営が極めて厳しい状況になつております。業界は、これに對する対応のために、減船等漁業生産構造の再編を進めてゐるところであります。今後、漁業経営対策全般を含めてどのような対策を講じていくとされてゐるのか。特に、いよいよ本当の意味での二百海里体制といふことになつてきますと、今までのようなことではやはりいかならないといふことはこれは当然でありますので、その辺についてお伺いいたしたいと思ひます。

○政府委員(佐竹五十六君) 今、先生の御指摘になられましたように、ここ二十年間我が国の漁業、特に沖合・遠洋の中小漁業の経営環境は非常に急激

に変化したわけでございまして、余りにも変化が急激であったわけでございますので、これのシヨックを緩和するという意味で、私どもはいわゆる緊急融資という措置を講じたわけでございますが、その結果非常に負債額が増大いたしました、系統金融そのものについても大変な影響が出てくる懸念がされたわけでございます。

そこで私どもは、このように経営環境が変わつてしまつた以上、従来の姿のままで我が国の沖合・遠洋漁業を維持することはちよつと難しいのではないか。いわば構造変動は不可避であるといううような、そういう判断に立ちまして、金融機関の審査機能というものをやはりこの際活用するのの一番妥当であろうということで、ある程度時間をかければ再建の見込みのある経営に対しては長期、低利資金を導入する。これは漁業構造再編整備資金あるいは漁業経営再建資金というようなことで低利、長期の融資を導入いたしまして、時間をかけて再建整備する。それから、どうしても漁業を撤退せざるを得ない経営につきましては、中小漁業融資保証制度に基づく代位弁済を実施いたしまして、それに伴ういろいろな社会的な損失が出るわけでございますが、これは関係者で公平に負担する。国ももちろん中央漁業信用基金に対して出資するという形でその一部は負担しているわけでございますが、そのような形で対応しているわけでございます。

幸いその後、若干燃油価格も下がつてまいりまして、六十年度におきましては、平均でございますが、ここ過去五年ばかりずっと平均で赤字が続いておつた中小漁業経営につきましても若干黒字が出た。六十一年はさらに燃油価格が下落しておりますので、何とか従来のただいままで講じたような考え方で対応していけば乗り切れるのではないか、かような判断に立つておるわけでございます。

○菅野久光君 次に、新法人の役職員の問題についてちよつとお伺いをいたします。

理事長、副理事長の任期は三年、それから理事

及び監事の任期は二年、これは三年、二年ということで、何かこれには特別な意味がありますか。

○政府委員(眞木秀郎君) 新しい農林漁業信用基金を代表する理事長、副理事長は、それぞれ業務運営のかなめの地位にある者でございまして、高度の責任を有しておるといふことでございまして、この理事長及び副理事長につきましては、中長期的な経営の安定を確保していくというようなことから、従来からの経緯も踏まえまして三年としておるわけでございます。

他方、理事と監事の任期につきましては、特殊法人等の役員の任期についての臨調答申というののがございまして、ここで総裁、副総裁、この場合は理事長、副理事長ということになろうかと思いますが、それらを除く役員の任期は二年とすべきであるというような提言がございます。そういうことも踏まえまして、理事及び監事につきましては二年、このように決めた経緯があるわけでございます。

○菅野久光君 今回のこの法案で三法人を一つにするわけですが、それぞれの法人に勤めている職員_の給与等労働条件は同じではないというふうに思うんですが、その辺はどうなっておりますか。

○政府委員(眞木莞郎君) 現在の三法人の職員_の給与あるいは勤務条件につきまして、大きな差があるということではありませんけれども、若干の相違があることは事実でございます。しかし、統合後、職員が一体となつて効率的な仕事をしてい

ただくということのためには、やはり給与と勤務条件を一本化する必要があろうと考えております。これらにつきましても新しい法人で検討すべき課題であると思いますが、農林水産省といったしましても、これにつきましては現在の三法人や他の政府関係機関の給与と勤務条件等勘案しながら、全体として現行より不利益が生ずるといったことがないよう十分配慮してまいりたい、このように考えております。

○菅野久光君 十分な配慮はこれは当然のことです。ありますが、基本的にどういう考え方でその給与

等労働条件の問題を取り扱うか、そのところだけはずきりさせてください。

○政府委員(眞木秀郎君) 新法人が設立されました、十分検討しなきゃならぬと思いますけれども、基本的にはやはり一本化をする。そして、全体として現在よりも不利にならないように細かい配慮を加えていく、こういうことであらうかと考えております。

○菅野久光君 一本化するのとは一つの組織になるわけですからいいんですが、その場合にそれぞれにいわる条件、極端に言っていけばいいところと悪いところとやっぱり出てくると思うんですね。その場合に悪い方に合わせようという基本的な考え方なのか、いい方に統一しようというふうな考えているのか、そこのとこです。すよ。

○政府委員(眞木秀郎君) 具体的な点がいろいろあるかと思ひます。その点につきましては、新法人が設立されました、またそれに至ります前に關係者が寄つて十分検討すべきものと考えまして、やはり個人個人の具体的な問題等全体の例えは給与表をつくりまして、それをどう一般に格づけしていくかというやうな問題、いろいろと個別具体的な問題があろうと存じます。したがひまして、今私が申し上げましたやうな基本的な考え

方に従って、やはり全体として不利益が生ずることのないようにということの考え方から一々個別の問題をチェックするとうか、そういうことで対応していきたい、このように考えております。

○菅野久光君 個別的に不利益が生じないようにということは、労働条件が多少でもいいところがあればそれにやはりそろえていく、少なくともそれを切り下げるといったことは無いというふうに私は理解をいたします。

いよいよ時間がありませんので最後に年金の問題ですけれども、これは一つだけが農林年金に入つて、あとは厚生年金なんです。これは農林年金と厚生年金ではいろいろ条件が違ふわけですが、何かお聞きいたしますと、全部厚生年金というところで話を進めているやに聞いておりますが、

これは相当なやはり支給年齢の問題などを含めて私は問題のあるところではないかなというふうに

思うんです。もしもやれるのであれば、皆さんが農林年金に入れられるのであれば、それは入れた方がいい、そうすべきではないかというふうに私は思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○政府委員(眞木秀郎君) 年金につきましては、農業が農林年金、林、漁が厚生年金となつておるわけでございますが、新法人は政府の出資があり、また政府の関与度が大きいという性格を持つておりますので、これは農林年金の対象団体とはせず、に厚生年金を適用するという考え方でございます。

この結果、農業信用保険協会の役職員の方が農林年金から厚生年金に移るとことになるわけですが、農林水産関係特殊法人の厚生年金基金からの給付を合わせて不利益が生ずることはないというふうに現在考えているところでございます。

○刈田貞子君 農林漁業信用基金法案について審議をさせていただきますが、まず大臣にお伺いをいたします。

今、同僚委員の質疑を伺っておりまして、私はこの中で今回の統合についての意義とメリットというものはやっぱりどうしてももう一度確認をさせていただかなければならないと思いますので、そのことについてまずお伺いをするわけでございます。

先ほど来、この法案提出の経緯について局長から御説明ございました。これは信用補完三法人統合問題検討会ですか、そうです、省内の検討会、ここで五十八年三月に指摘を受けて以来、長く時間をかけて検討をされてこられたわけでございますけれども、私どもが仄聞をいたしますところでは、かなりいろいろな論議が関係者の間でもあったということを聞いております。かなりいろいろな論議があったらうというふうに思うんですけれども、なおかつこの統合に踏み切ったということの意味について、まず大臣からお伺いをしたい

と思います。

○国務大臣(加藤六月君) 農業信用保険協会、林業信用基金及び中央漁業信用基金は、対象分野は異なっておりますけれども、いずれも農林漁業経営等に必要資金の円滑な融通を図るという共通の目的を持つておるものでございます。そこで、こういう共通の目的を持つておるということをご踏まえまして、五十八年三月の臨調答申において、行政改革の一環として特殊法人等の整理合理化を推進する旨の指摘が行われたところでございます。

したがって、農林水産省といたしましては、この答申を受けまして三法人の組織の基盤、出資の形態を踏まえながら統合に向けての条件整備を進めてまいったところでございます。

このたび、そういう意味におきまして、先ほど御説明いたしましたように、統合についての基本的な考え方がまとまりましたので、三法人の組織を統合しまして農林漁業信用基金を設立することとしたものでございます。

○刈田貞子君 今の大臣の御説明によりますと、結局臨調答申を受けて、そしてそれを具体化してきたということに相なるわけでございまして、臨調答申の指摘というのは、結局合理化ということになるかと思うんですね。

そこで、これから局長にお伺いをするわけですが、私も今回、ちよつときようは時間がたくさんないものですから、今までもずっと読み込んできて私が感じた感想、どこが結局、いわゆる臨調答申に対する目的を達成しておるのかなという感じを持ってわけですね。役員が少し減っていますね。私が言うメリットというのは、この答申にこたえるために出てきたメリットとは何なのかということとが一つと、それから今後、これが三法人統合されることによって出てくるメリットという二つの意味でございまして、この二点でお答えいただきたい。

○政府委員(眞木秀郎君) 臨調答申におきましては、信用補完業務というこの業務の共通性が農

林、漁のそれぞれの現在ある基金なり協会について認められるということで、それを統合すべきであるという指摘がなされておるわけでござい

したがって、それに即しまして、業務は確かに共通でございまして統合を図ることにしたというわけでございしますが、やはりその中でいろいろと相違点があるということをご踏まえまして、今回の統合に当たりましては、とりあえず業務は従来のままそれを承継するという形にせざるを得なかったわけでございします。しかしながら、やはり統合をするということに伴いまして、ただいま委員御指摘のように、役員の数削減あるいは総務部門を一本化するという意味で組織の簡素化というものは図られるわけでございします。また資本の増加に伴います対外的信用力の増大、あるいは余裕金を運用する効率化、さらには長期的には各部門間の人事交流による全体としての業務運営の活性化といったような点がメリットとして考えられようかと、このように考えております。

○刈田貞子君 臨調からは、決してこの三法人それぞれが従来進めてきた事業とか制度に対しての何か欠陥があるとかなんとかいう意味での指摘があったわけではないわけですね。結局、今の御説明にもありましたように、せめて言うならば、同じ目的で動いているのだから一つになつてもいいではないかということがその統合することの一つの必然だということになるんだらうと思うんですね。そうですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 現在三つあるものが一つになるということで、全体としてこういう特殊法人等の数が三つが一つに減るということは、一つのやはり行政改革なり臨調答申の希望しておったところであらうかと考えております。

○刈田貞子君 そこで、人事の人員構成とかいろいろ何う予定でございましたけれども、時間があつたらにして、私は逆に財政の面の部分から伺つていってみたいと思うんですが、さつきメリットとしては三法人が統合されることによって

財政的なものをバックとした一つの基盤強化というメリットも出てくるんだというお話がございました。

そこで、法案の四十一条でございしますね。先ほど来野野委員の方にもお答えになっておられた余剰金の運用のこと、このところからちよつと逆から伺つていってみたいと思います。時間の関係がありますので。

その中で、「信用基金は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。」と。逆に縛りでございしますね、「してはならない。」と。一が、「国債その他主務大臣の指定する有価証券の取得」、それから二が、「農林中央金庫、商工組合中央金庫、銀行又は主務大臣の指定するその他の金融機関への預金」、三番目の問題ですが、「その他主務省令で定める方法」ということになっておるんですが、この三番目はどういうことを意味しておりますか。

○政府委員(眞木秀郎君) この主務省令におきましては、現在のところ信託業務を営む銀行、または信託会社への金銭信託を定めることを考えております。

○刈田貞子君 と申しますのは、この新法人の財務運営を考慮するにしまして、これは私にたまたま資料で見ますと、それぞれみんな決して豊かな情勢ではないというふうな感じがします。保険金支払い額とか、あるいはまた代位弁済の額がかなり高水準にあるという点が大変心配されるわけでございしますけれども、それでもなおかつ、先ほど言われましたように、この三法人が統合することによって経済的メリットは出てくるんだというふうにおっしゃられるのでしょうか。

○政府委員(眞木秀郎君) 三法人が統合されました後に、農、林、漁それぞれの業務、その状況まことに厳しいものがあると考えておるわけでございしますが、今の委員の御質問は、三法人が統合されることによって、例えば経費なり、そういうものがどのような削減なりメリットがあらうかという御趣旨と受け取りましてお答え申し上げますと、

先ほど申し上げましたその統合によるメリットで、例えば常勤役員等が減員になるわけでございします。これに伴つて直接その経費が減るということとで、例えば現在の給与水準等を前提に試算をいたしてみますと、年間約三千万円程度の削減が期待できるというようなことが考えられるわけでございします。

○刈田貞子君 済みません、もう一度、削減が幾らか、削減の額。

○政府委員(眞木秀郎君) 三法人が統合されて新しい基金が設立されることによりまして、例えば常勤役員が二名減る。それから非常勤役員も減るわけでございします。それから総会、評議員会、これまでもあつたものでございしますが、その委員等の数が減員となります。これに伴います例えば経費の削減効果を現在の給与水準等を前提といたしまして大まかな試算をしてみますと、年間約三千万円程度の経費の削減が期待できる、そういう面も考えられると、こういうことを申し上げたわけでございします。

○刈田貞子君 私のこの計算が違つたらまた別なんです。従来十二人常勤役員がいたのが十人になる。そうすね。だから今の三千万が出てくる。こういうことですね。はい、わかりました。

それで、そういうことが、今大変厳しい現状に置かれておる日本の農林水産業に対してかなり大きな役割を今後果たしていけるのだというふう

に了解してよろしいわけですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 今後農林漁業政策、例えば補助から融資へという政策の重点が移つていくというようなことも言われておるわけでございします。したがって、今後金融なり融資の問題の重要性が増してきます。その融資を円滑にするというための信用補完制度も、したがってますます大事になってくるかと考えております。したがって、この点に着目いたしまして、農林水産省といたしまして、新しい法人の財務基盤の充実あるいは確保に努めて、本制度の今後適正円滑な運営を図るよう努めてまいりたい、このように考

えておるわけでございます。

○刈田貞子君 私どもは、行政改革を進める側の方の野党としては、合理化という問題だけで物を考えていく筋ではなくて、それをするにによってどんなメリットが出るのかというところの方がむしろ実は非常に大事な問題になってきますので、さくお伺いをするわけでございますけれども、私先ほど冒頭に申し上げましたように、これは五十八年以來かなりの論議が続いたと私は聞かされておるわけでございます。したがって、今回も組織の統合といつても必要最小限の改正にとどめたというふうなことも私は実はちよつと物で読んだものでございまして、そこまでして、しかもなおかつこの統合なんだということの中で、やはりそこから生まれてくるもののメリットなんという言葉は余りいい言葉ではないかもしれないけれども、それが今後の日本の農林水産業にどう大きな力になっていくかということを、ぜひやはりこの場で確認させていただきたく思いますものでありますから伺つておるわけでございます。

その次は、役員のところでも新法人の代表権の問題でございますが、新法人の代表権を理事長のみならず副理事長にも与えているということに關する考え方の基本を教えてください。

○政府委員(眞木秀郎君) この新しい法人は三法人の業務を引き継いで行つていくというわけでございまして、農、林、漁それぞれの信用補完制度をめぐる情勢は厳しいものがありまして、またその制度、事業関係者もそれぞれ相違をしておるというところでございまして、このようなもとで円滑な業務運営を図っていくために、全体の管理を行います理事長のほか副理事長二人を置いて、これも法人の代表権を持つということにしておるわけでございます。

この副理事長につきましては、例えばまず理事長が農、林、水のいずれかの分野の業務の責任者を兼ねまして、他の二分野を二人の副理事長がそれぞれ担当するというところで、また法人全体の総括管理は理事長が行うというようなことを考え

て、それぞれ副理事長にも代表権を持たして、全体としての業務運営の統一性を確保するようにしたい、こういう考えでございます。

○刈田貞子君 それから運営審議会のことでございますけれども、この運営審議会の委員が任命されますね。これは理事長の任命によるものでしょうか。理事長と監事は大臣の任命でございますね。それで、今度理事長が副理事長を任命しますね。それで、今度運営審議会のメンバー、三十五人でしたか、このメンバーのことですけれども、この任命権はどこにあるのか。

それから、その審議会のもとにある今度各部会のことでございすけれども、この各部会とはどんなふうな構成になるのか。

そして、実は一番かわりをどういうふうに持たせていくのかということでは、先ほど来、菅野委員の方からお話ございましたように、各三法人の省内における各部所管、経済局、それからこれは林野庁林政部ですか、企画部ですか、それから水産庁は漁政部かな、そうですね、漁政部がそれぞれ窓口になるのだらうと思うんですが、その方々はここの中であらういふにかかわつていくのでしょうか。

○政府委員(眞木秀郎君) まず第一に、運営審議会の委員でございますが、これは主務大臣の認可を受けて理事長が任命をするということになっております。

それから、運営審議会のもとに置かれます部会でございまして、現在のところ五つの部会を考へておりました、一つは農業信用保険の部会、それから林業信用保証と貸し付けの部会、それから漁業信用保険の部会、それから漁業災害補償に關する部会、そのほか総合部会というのを設けるといふことにいたしております。

また、その部会ともかわり合ひまして、この新法人の農、林、漁それぞれの業務につきましては、経済局、林野庁、水産庁が従来どおり担当するわけでございすますが、法人全体につきましては経済局が指導監督を行うということで、各業務間

の調整等も経済局においてやつていきたい、このように考へておるわけでございす。

○刈田貞子君 私がそういう構成をお聞きするの一番最初のまた問題にかかわるのであります。て、本當にわだかまりなくしつくりとこの三法人が統合できることになるのか、協力体制が十分に成り得るのかということが大変気になりました。お伺いをするわけでございすけれども、こうした協力体制がちゃんとできていかなければ、統合しても意味がないわけでございすから、その協力体制は本當に十分なのかということだけを一言確かめさせていただきます、質問を終わります。

○政府委員(眞木秀郎君) これは農林水産省の方の關係部局、あるいはまた各現在の三法人、これから一緒になるわけでございすますが、これらがそれぞれ新しい体制のもとでよく連絡協調いたしまして、また先ほど申し上げましたように、長い目で見れば人事交流という各部門間のことも考えられるわけでございす。新しい理事長のもとで一体となつて、互いの知識なり経験をお互いに生かし合ひながら円滑な運営ができるように我々も指導に万全を期してまいりたい、このように考へております。

○下田京子君 このたびの新法人の設立ですが、農業信用保険協会、林業信用基金及び中央漁業信用基金、この三法人、これは対象分野は違つていても共通の資金の円滑な融通を図るという目的があるんだというわけで、行政改革の一環として今回整理統合ということになったんだということ、役員等が人数も少なくなり、金額にすれば三千万円ほどの財政的なメリットも出るんだと、こういうわけなんですけれども、本當に漁業者、農業者、林業者それぞれの団体にとってメリットがあるものなのかどうかという点で、基本的な性格についてお尋ねします。

まず、三法人の性格の違いですが、現在、農業信用保険協会、これは社団的法人であると思ひます。それから林業信用基金、中央漁業信用基金、これはいづれも財団的法人であると思ひんです。

私はまず最初に明らかにしていただきたいのは、社団的法人と財団的法人の最大の違いというのは何なんでしょうか。

○政府委員(眞木秀郎君) 公益法人の場合、社団あるいは財団という形で区別されておるわけでございすますが、そういう基本的な社団あるいは財団を分けて考える場合に、社団の構成の法人というためには、少なくとも社員なり会員というメンバーが不可欠の要素としてそこに存在をする。それらの者によつて構成をされます総会といったものを中心としてその法人の活動が行われるというところが、社団の中心的な要素であらうかと考へておるわけでございす。

財団の場合は、普通基本財産なり寄附行為等を中心として、民法的な公益法人の場合はそういうものを寄附行為によつて定められて、お金を出した方の意思、そういうものに従つて運営がなされるというのが基本でございすますが、必ずしも現在社団、財団の明確な区分というものはないわけでございまして、社団の構成の法人といった要素を欠くもので、そのほかのもので財団的なものが多い、このように常識的には理解しております。

○下田京子君 わかりにくくする答弁をいかにうまくやるかという模範みたいでございすますが、農業信用保険協会は今社団的法人ですね。それで、ここは今度の新法人になると性格が変わります。どう変わるかといえば、この社団的法人である農業信用保険協会は会員をもつて構成して、最高の意思決定機関は総会であつたと思ひます。それが今度は運営審議会というところで意見を聞いて、最高の決議機関は理事長を中心とする理事会、役員会になる、こういうふうに変りますね。

○政府委員(眞木秀郎君) おっしゃるとおりでございすますが、その運営につきましては、運営審議会というものを設けて、そこでの意見を反映させながらやつていくという考へ方でございす。

○下田京子君 どう運営するかは別として、組織的に現在農業信用保険協会は総会が最高の議決機関でございまして、ですから、会員による総会で

まず事業計画をみずから決められますね。事業の報告書や財務諸表あるいは定款、業務方法等の変更あるいは役員選任、こういったことがみずから直接やれた。それが今度は新法人が財団的法人ということになりまして、議決機関ではなくて諮問機関という形の運営審議会に変わっていくんだということ、これは明確でしょう。確認してください。

○政府委員(眞木秀郎君) おっしゃるとおりでございます。

○下田京子君 つまり、ここに農業信用保険協会側から見まして大きな組織的な後退があるということが明らかにしたと思うんです。

その運営審議会の問題なんですけれども、運営審議会で、さつき御答弁になったように、確かに予算、事業計画あるいは財務諸表、定款などを意見を述べることはできるんですけども、議決するのは役員会であるわけですね。その役員は一体だれが選任するかといえば、新法人では理事長は大臣の任命による、そうですね。

○政府委員(眞木秀郎君) そのとおりでございます。

○下田京子君 そうしますと、副理事長、それから理事、監事、これはどうなりますか。

○政府委員(眞木秀郎君) 副理事長と理事は大臣の認可を受けて理事長が任命をいたします。監事は大臣が任命をいたします。

○下田京子君 ということで、もう農業信用保険協会から見れば、会員みずから役員も選任できたのに、それが大臣の任命もしくは大臣の認可を受けて任命ということで、これも大きく性格が変化します。これまた事実でございますね。

○政府委員(眞木秀郎君) そのとおりでございます。

○下田京子君 そこそ問題なんですね。

ですから、農業信用保険協会の皆さん方が、県の基金協会なんかでも聞きましたが、自分たちの組織からお上の組織に委身してしまう。役員選出あるいは方針の決定に議決権を持って今まで参加

できたのに、それがやれなくなってきたということと、制度上の変大大きな変更、後退ということが言われているわけですが、今の中でそれらが明確になったと思うんです。

そこで、さらに伺いたいんです。運営審議会のメンバー、部会のメンバーはどういうふう構成されますか。

○政府委員(眞木秀郎君) 現在、この運営審議会の部会につきましては、全体の数が五十人でございますが、そのうち農業信用保険部会関係は二十五人を予定しておるところでございます。林業関係の方が十人、それから漁業の方は信用保険と漁業災害補償部会がございまして、それが計十五人、合計五十人ということでございます。

○下田京子君 そうすると、それぞれの協会、基金で現在の役員が半分になっていくわけですね。メンバーもいたいたっているんですけども、この半分になるメンバーですが、またこの運営審議会のメンバーが部会を構成するんでしょうけれども、一体だれが選ばれるでしょう。農業部会の場合ですと、現在中央を入れて四十八人を二十五人にするんですね。そうすると、二十三人を除外しなきゃならない。一体これはだれが決めるんですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 統合後の運営審議会につきまして農業関係を表する方々というのは、現在の、委員御指摘のございました県の農業信用基金協会、それから農林中央金庫もメンバーでございますので、農林中央金庫の中から選任をしたと考えておるわけでございます。

人数につきましては、御指摘のとおり、全員がこれに入るといことは難しいということになるうかと思ひます。

○下田京子君 ですから、だれが決めるんですかと言ったんです。四十七都道府県の基金があるわけでしょう。それに中央金庫が含まって四十八でしよう。二十五に減らしちゃうわけでしょう。ですから、どこを外すかというのはだれが決めるんですかと聞いているんです。

○政府委員(眞木秀郎君) もちろん理事長が決めるわけでございますが、その前に例えば各ブロックごとという相談をして、どういう方がいいかというふうなことの御協議があるうかと考えております。そういうふうな全国的にバランスよく代表されるような形が話し合いによつていろいろ意見が出てくると思ひますので、そういうものにも十分耳を傾けながら、公平にバランスよく選んでいくということにならうかと考えております。

○下田京子君 公平にバランスよく選んでいきないうことなんですが、最も公平なのは、四十七都道府県に基金があるんですから、そこから全員が構成メンバーになるところが最も公平であるということ、これもまた非常に明確であると思ひます。この点でも、外された二十三人は一体どういふふうな意見を反映していくのかという点で大変問題が残ります。それは恐らく運営審議会の行われるときに必要に応じて御出席をいただくというふうなことはあるでしょうが、しかし、これはメンバーでないということは事実でありますから、今までどおり同じような形で意思決定にみずから参加できるということにならない、これもまた事実ですね。

○政府委員(眞木秀郎君) 私が答えたいことを委員、先に御指摘になったわけでございますけれども、委員でない農業信用基金協会の方々でも部会に出席をして意見を述べていただくという道を開きまして、今申されました全体の数が減って全員が代表されないという点を補っていくということも考えておるわけでございます。

○下田京子君 必要に応じて運営審議会に出席していただく道を開くというわけですが、それだけでは別に条例、法律事項ではないでしょう。単なる内部規程か運用かでしょう。そうしますと、それはその都度の判断によつて左右されるわけですね。

○政府委員(眞木秀郎君) 御指摘のように、そういう道を開いてできるだけ多くの方々の意見を反

映させるといふことでございますが、組織的に考えました場合には、やはり運用の問題ということとは否定できないかと思ひます。

○下田京子君 だから、そういう意味でもこの農業信用保険協会にとつては、あるいは各県の基金協会にとつては大変な後退であるということがさらにまた明らかになったと思ひます。今出資者であり、同時に会員として総会に直接議決権行使できた者がこういう形で諮問機関からも外されていく、それが半数にも上る、こういうふうな状況で本当に農民や農業団体から離れないような、そういう法人として運営が可能なのかということが非常に疑問になってくるわけでありまして、さらに、ついでと言つてはなんですが、漁業についても林業についてもそれぞれ半分に減ります。これはどうやって選ばれるんですか。

○政府委員(眞木秀郎君) いずれにしろ形式的には、先ほど申し上げましたように理事長が任命をするということでございまして、林業につきましてもは林業者等の関係団体の中から、また漁業につきましてもは、農業の場合に準じて各県の漁業信用基金協会、あるいはまた漁業災害補償関係の業務も執行しておりますので、漁業共済の団体の中から選ばせていただくということになるわけでございます。

○下田京子君 漁業も三十名から十五名になるんですね。県の名前を一つ申し上げてそれぞれの現在の中央漁業信用基金の評議員のお名前を申し上げるつもりはないんですけども、これもそういう意味では、漁業についても林業についても意思を反映していくという点で大変な後退していくということが明らかになったと思ひます。

それから、今回の統合に当たりまして農業信用保険協会から四条件についての御要望が出されておつたと聞いています。どのようなものでございましょう。

○政府委員(眞木秀郎君) 農業信用保険協会からの要望事項は、四点といひますのは、まず第一に、農業の金は農業以外に使わないということ、それ

から制度を現在より後退させないということ、それから農業信用保険協会と会員との結びつきをできる限り維持する、それから四番目は出資者の利益を保護する、また統合によりまして会員に新たな負担をもたらないようにしてほしい、こういう点であったかと思ひます。

○下田京子君 これら四条件について対応した結果、問題なきやうにやりますよというふうなことで結論を見たと言われていますが、それぞれ一、二、三、四とどういう結論に至ったんですか。

○政府委員(眞木秀郎君) まず一番の農業の資金なり金は農業以外に使わないという点でございますが、これは各業務ごとにそれぞれ勘定を設けまして経理を区分する、それからまた、各業務に必要な資金に充てるべきものとして政府なり政府以外のものが出資する場合も、その旨を示して出資をするということ、当該示された業務以外には使用できないという形をとっておるわけでございます。

それから、制度を現在より後退させないということ、今回はいろいろな各制度間の問題、相違点等ございましたので、まず組織のみの統合として現在三法人の行っている業務はそのまま引き継ぐということにしたわけでございます。

それから会員との結びつきにつきましては、今御指摘がいろいろございましたように、総会あるいは評議員会の場でこれまで業務運営に關与してきたわけでございますが、新しい基金におきましては運営審議会というものを設けまして、その業務運営にこの場で関係者の意向が十分反映されるやうに措置をしたところでございます。

それから四番目の出資者の利益を保護する、また統合による会員の新たな負担をもちたらないという点につきましては、特に農業信用保険協会の会員である基金協会等は、総会制のもとでこれまで業務の運営にかかわってきたわけでございますので、統合後におきましても、運営審議会のもとに置かれます農業部会の委員につきましては、各県の信用基金協会の中から選ばせていただく。それ

からまた、委員でない方も、先ほどお答えいたしましたやうに、部会に出席をして意見を述べる道を開くということ。さらにまた、非常勤の役員につきましても、この基金協会の各ブロックごとに代表の方を選んでいただくということができますれば、そういう方もまたなつていただくということによりまして、結びつきなり意見の反映、声の反映ができるやうにしてまいりたいと考えておるわけでございます。

それからまた、出資者の利益を保護するという点につきましては、この出資者の持ち分は新法人が承継をいたしまして、統合に伴いまして特に追加の出資は求めないということによりカバーをしたと、このやうに考えておるわけでございます。

○下田京子君 今の四つの条件の中で、保険協会と会員の結びつきをできるだけ維持するという点では、そういう精神的なところは受けたけれども、残念ながら変更していったということはもう議論で明らかにしたわけですね。

ただ、今の御説明の中で、新しい法人が財務基盤の強化、あるいは業務運営の統一性云々ということ、他の委員にも御説明されているんですけれども、今の説明だと何にも変わらないみたいなのを言われておりますが、財務基盤の強化というのは端的に言つてどういうことなんでしょうか。

○政府委員(眞木秀郎君) これは、これまで農、林、漁それぞれにつきまして、その財政状態を見ながら、必要に応じて、例えば責任準備金等、国が予算措置によりまして補てんをしてきたというやうなことを指しておるわけでございます。

○下田京子君 そういう趣旨でしたら、何も統合しなかつたて今現在やっているところでできることとすよね。

そこで、その業務の変更はまだ及ぶのではないだらうかという心配なんです。今、保証保険資金の準備、これは農業の場合ですと国と農林中金と協会がやられていますね。それから林業は国と都道府県、そして林業者個人が入っていますね。漁業だけ、国がこの保証保険資金の準備については

全部賄っているわけですね。それだけに漁業の側では、統合によつて今後、法三十七条にそういうことはないのだというふうな規定されているという説明は受けているんですが、現在全額国の出資であつたものを、今度は農業並みに県の基金協会が負担させられるやうなことになるのじゃないだらうかと心配しているんですが、それは大丈夫なんでしょうか。

○政府委員(佐竹五六君) 中央漁業信用基金につきましては、最近保険金の支払いが非常にふえておりまして、毎年五十億ないし六十億の収支差額を生じているわけでございます。それに対する対策として、確かに議論をいたしましては、県の基金協会に出資させるべきではないかと、あるいは借入金で、利子補給で充たすべきではないかと、こういう議論もあるわけでございますが、いずれもいろいろ難点がございますが、大變財政的に苦しい中でございますが、毎年五十億から六十億の出資を確保しているわけでございます。

今後の問題につきましては、今後の中央基金の収支をどう見通すかということでございますが、今確実なことを申し上げるわけにはまいりませんけれども、いずれにいたしましても、仮にその基金協会の出資を必要とするやうな場合には、これは法律改正が必要になります。百十九条の一項を法律改正しなければならぬわけでございます。

やるともやらないとも申し上げませんが、その際にはまた一度国会にもお諮りいたすことになるやうかと思ひます。

○下田京子君 県の基金協会に負担させよという議論があると、それから確実に申し上げられないけれども、現在では法律規定で国が出資していくやうなことになるけれども将来にわたつてはわからない、そのときにはどうぞ法律改正でよろしくということなんです、今の話の中にありましたやうに、確かに六十年で中央漁業信用基金の場合には五十五億ですよ、六十一が六十八億という形でどんどん保険支払い額は各法人とも増加傾向なんですけれども、特に漁協の増加率

が著しいんですね。ここで、将来のことじゃない、とにかくここの二、三年でも、国が今後とも必要な資金は全額支払うということと断言いただけませんか。

○政府委員(佐竹五六君) これはまさに漁業をめぐる経営環境が著しく変化したために生じているその保険金の支払いでございます。これにつきましては、やはり関係者がそれぞれ自分の負担をするというのが私は公平な措置ではないかと思ひうわけでございます。

ただ、出資につきましては、今の法律改正が必要でございます。出資以外にもこの収支の差額を埋める方法といたしましては、例えば保険料の引き上げ等の措置もあるわけでございます。現行制度の中で関係者が自分の負担をする、そのやうな思想のもとに運用を圖つて現在の危機を乗り越えていきたい、かやうに考えておるわけでございます。

○下田京子君 国が責任を持つただけでなくて、保険料の引き上げというのがいみじくもまた出てきました。それではさつき言った、今回統合に伴つて財務基盤の強化というやうなところから、むしろ今苦しくてこれからどうしていったらいいかわからない漁業者の保険料のことにはね返つていく。

県の基金協会、これを見ますと、代位弁済額がすくふえていっているんですね。今数字を細かく言う時間はありませんけれども、お聞きしますと、この代位弁済額については中央で七、八割は負担することになっている。あとは欠損は、それは欠損額で落としていくわけだけれども、それにしても二、三割は県の基金協会が対応しなければならぬ。こゝろなると、保険料のアップだけじゃなくって保証料のアップにつながっていくんじゃないか。そこが心配なんです。ないですか。

○政府委員(佐竹五六君) 確かに保険料をアップすれば、いずれ保証料のアップをしなけりやならぬのじゃないかと、こういう御懸念だと思ひうでございますが、幸いに現在の段階では県の基金協

と思います。

○下田京子君　その実情を御理解するんじゃないのよ。そういう大変な実情にあるから何とかしなきゃならないでしょうと。そして、今全体的な傾向は言われたんですが、私は具体的にあればどうだ、これはどうだと魚種別のやつも聞いていった

ら、いや、今これは調査何とかしなきゃならないというような段階だというんです。

それで大臣、ぜひ二つお願いしたいんです。私は、今長官がいろいろお述べになりましたが、確かに融資だけではどうにもできないという事態は一面であるんですよ。しかし、融資のやり方も考えなきゃならないと思うんです。つまり今話の中で出しましたが、制度資金を借りてくる。一定期間になつて払えなくなると漁協のプロパー資金に借りかえる。そうしますと、もうサラ金並みです。一四、五%になつていくんです。ですから、幾ら低いものでも借りたつて、一四、五%のプロパー資金に借りかえさせられていくわけですから膨れ

上がつていくという問題が一つなんです。それからもう一つ、実際に計画にのせても、計画自体が無理だということですね。なぜ無理かという点と、そこで資源の問題になるんです。この漁業者たちは真剣なんです。何とかして生きていきたいと。これはもう国民の生存と健康にかかわる食料生産という部分もありますけれども、自分でも生きていきたい、海の男はやっぱ海で生きたらいいということですよ。そういう点ですと見てくると、資源のとり過ぎがあつたんじゃないだろうか。だから、例えば山形なら山形の庄内の浜で一定期間休業しよう。休業して資源の回復を図ろう。その間は国による休業補償みたいなものも考えられないだろうか。そして資源が回復したら、ここは協業していこう、共同操業という形でやっ

ていこう。だから、沿岸漁業も沖合も含めて、そういう資源を大事にしていく方策をもあわせて新たな資金対応を考えてもらいたい。

その資金の対応なんですけど、どう仕組むかは別にしましても、一定期間の無利子、据え置き等も

含めた長期の負債整理の資金、こういったものを仕組む。今、イエスカどうかと言つたら、いや、今財政が厳しい折でなつてことになりすね。そんな答えは私は求めません。ですから、そういう事態にあるということをぜひ調査してください。そして、何らかの対応策を具体的に出していただきたいんです。そうでないと、今回の新法人設立によつても、漁業信用基金協会はパンクします。そのことで御答弁をいただいて、質問を終わります。

○国務大臣(加藤六月君) 二度にわたるオイルショックで、あるいはまた二百海里体制の定着等によりまして、我が国の遠洋・沖合の中小漁業をめぐる経営環境はこの十年間に大きく変化し、したがって遠洋・沖合の中小漁業の構造変動は不可避と考えております。

先ほど来、いろいろ経営環境の急激な変化についての御説明あるいは負債の度合いについてお話がございましたが、私たちといたしまして、こういった急激な変化の影響を緩和するため、燃油資金、国際規制関連経営安定資金等のいわゆる緊急融資措置を講じてまいりましたが、これを水統化する場合にはいたずらに漁業者の負債の増加を招き、ひいては系統金融機関に対する影響も大きいこと等にかんがみまして、金融機関の審査機能を活用し、個別経営の実態を精査し、計画的に負債を解消し得る漁業者等に対しては漁業構造再編整備資金、漁業経営再建資金等の長期低利の資金を導入し、ある程度期間をかけて経営の再建を図ることといたしております。

今後とも、経営環境の変化に伴う漁業構造の変動を円滑に進めるとともに、これに伴う損失を関係者の間で公平に分担することを旨とした制度の運用を図っていく考えであります。このような観点からそのあり方、運用等についても常に検討してまいり所存であります。

○三治重信君 農林漁業信用基金法案、大変苦労されて農、林、漁それぞれの信用機関を中央だけ統合されたというだけでもなかなか御苦労があつ

たようなんですけれども、私はずっと見ていて、農業関係というのは、同じ農林水産省でいながら、末端へ行くとも農業は農業、林業は林業、漁業は漁業でみな独立して、相互に共通点があるにもかかわらず、金融みたいなのは一つでいいはずなやつが、どうしてこうみんな別々にやつて城をつくっているのか、これでは進歩発展がないなど、こういうふうに感ぜざるを得ないわけなんです。中央だけでも一つつくつたのはいいんですが、林業だけは県段階がなくつと中央だけというところがいつできるかわからぬけれども、一つにした方がいいという考えか、あるいはこれは全然別個だから別々にした方がいいという考えなのか、それから林業も考えると、県単位で一つにすると、林業もわざわざ林業者が東京まで書類送つたりなんかしなくても、県段階でみんなできるようにする。

そういう意味において、県段階、途中をやらぬと非常に効率的な運用ができぬじゃないか、こういうふうに思うんですが、将来計画は何かあるんですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 委員が御指摘のとおり、各県段階において農業信用基金協会、それと漁業信用基金協会が置かれておるわけでございまして。これらの県段階の基金協会は、それぞれ農協あるいは漁協の信用事業と密接にかかわつて仕事をしておるわけでございまして。利用者であります農業者、漁業者のまた範囲も通常大きく違つております。そういうことから、今県段階の農業と漁業の協会を統合するということは考えてはおらないわけでございまして。

○三治重信君 これは見解の相違かもしれないんですけれども、融資の保証業務と、融資する農協自身も漁協自身も漁業者や農業者に直接融資しているわけでしょう。その融資をやっている連中がまた集まって保険の業務をやっているというのは、自分で金融するやつと保険をやるといふのはいいんだけど、実際は機能を別々にしても

何らかしなく、現に今度、大臣許可のやつで別にするというのが、私は金融関係からいくと近代化した制度になると思うんですが、これはなかなか今のところはやる意思がないということなんです。ぜひこれは統合をして農林漁業も県単位で保証される。そうすると、県の方も金融関係に対して保証関係の業務は一つで県の金も、補助金も得られるし、融資も得られるしという、この県単位のやつがないと、中央だけでは、さつき言つたみたいにメリットが中央の理事の給与が厚く程度しかない。そうすると、これは臨調でやられたからやむを得ずやつた、これだけでも一つはメリットはメリットだということなんだけれども、何かこれは本当にお義理でやつたということになつて活が入らぬと思うんです。

だから、農林漁業の信用、金融の関係で本當にこの関係を近代化していくということになつてくると、融資者と保証する問題、殊にこれは保証関係の団体は全部商工業関係でも県の信用保証協会、大都会だけ市の信用保証協会、全然金融機関と別個になつて行政当局の厳重な監督のもとに公平な融資保証業務をやっているわけなんです。この点はぜひひとつ検討をしてやつてもらわぬと、せっかく三基金が一つになつても、末端が別々になると中央の方で効率を上げる対策ができぬし、それから県段階も、そういうふうになつてくると、今までどおりの対策ということになつて進歩がないんじゃないか、こういうふうに思うわけなんです。その点ひとつぜひ、これは非常に各農協や漁業組合を説得するのが大変かもしれないけれども、それぐらいのことはやつてほしい。そうしないと、こういう金融関係が近代化しない。

これはいい機会だと思つてます。それで、業務の中心について少し伺いますが、どうも聞いていてもちつとも三融資機関統合しても業務の合理化というのが全然出てこないような気がするんですが、その点はどうですか。やはり従来の枠は、農業は農業できちんとした枠は別々でいいわけなんだけれども、共通的な業務のいわ

ゆる事務の合理化というものについては全然考えてないのか。それから融資の制度そのものは全然別々で、計算も別で、これは当然勘定科目を別にするといいのはいいんだけど、この業務を共通していく計画というものはないんですか。事務の合理化。だから、三つのやつを合して職員を一割なら一割減らすとか、それから計算の中へコンピュータを入れるとか、そういう事務の合理化の計画というのは全然ないんですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 業務といった場合に、今委員御指摘のように、それぞれの融資保証なり保険の業務といった面については、これまでの経緯なり相互の制度がそれぞれの農、林、水の金融政策との結びつきがあるということで従来のままそれを承継するというところでございまして、それを現実になさしていく上の総務なり経理、そういう面での共通にできるもの、今はコンピュータとおっしゃいましたけれども、それについては今後やはり、新法人一つになつたわけでありまして、そういう面での合理化なり効率化というものも検討して、できるものはやつていくということが必要であらうと考えておるわけでございまして。

○三治重信君 それから、農水省のこの資料によつて各融資の残高を見ると、農業金融は十八兆、それから林業は四兆七千億、それから漁業が三兆となつておるんです。何か漁業関係だけ保険業務の中の対象というのは融資額が非常に少ないような気がするんですが、これで農、林、漁の融資関係というものは全部大体保証でカバーしているんですか。カバーしてないほかの融資が随分あるんですか。どうですか、全体として。

○政府委員(眞木秀郎君) 一般的に農協が融資をします場合に、人的担保なり担保の値打ちがあるというふうな場合に、特にこの保証にかかわりめるといふことまでをしていないケースが多いわけでございます。農協の全体の貸し付けの中でこの保証にまたさらに中央段階での保険といったようなものに掛けられている割合は十数%程度でございまして、政策金融といいますが、農業近代

化資金ということに限って申し上げますと、その保証の依存率というものは六割近くになっておるといふことで高くなつておるわけでございます。
○喜屋武眞榮君 時間が限られておりますので、急いでお聞きしたいと思ひます。

まず、この信用基金法案についてお伺ひしたいんですが、のぞいてみますと、農業信用保険協会、林業信用基金、中央漁業信用基金、この三つを信用補完業務を行つてゐるという共通性を持つての統合、こういうことが一応考えられます。ところが、つらつら思うに、農業と林業と水産の事業分野別に特性を持つておる、その制度の沿革にも相違を持つた歴史を担つておるわけなんです。それを一緒にするということについて懸念されることは、果たしてその三つを統合して、さらに三つを統合してプラスアルファの成果を上げなければいかぬでしょうが、そのことについて確かめておきたいことは、この統合の必要性、そしてそのことによつてどういふメリットが実質的に期待されるのであるか、その点確認しておきたい、こう思ひます。

○政府委員(眞木秀郎君) 農、林、漁それぞれのこれまでの信用補完業務をやつてゐる協会なり基金、たゞいま委員御指摘のとおり、対象分野は異なつておるわけでございますが、信用補完という面で業務の共通性を持つておるということでございます。このために、五十八年三月の臨調答申において、行政改革の一環として特殊法人等の整理合理化を推進する観点から、その統合を図るべき旨の指摘が行われたわけでございます。

農林水産省といたしましてはこの答申を受けまして、その三つの法人の組織の基盤、出資の形態、それらのいろいろな相違点なりそういうものを踏まえながら、統合に向けて内外いろいろ検討を進めてその条件整備を進めてまいつたわけでございますが、このたび統合についての基本的な考え方がまとまつたということになりましたので、これらの三法人の組織を統合いたしまして新たに農林漁業信用基金を設立するとしてたわけでございます。

ます。

したがいまして、統合のメリットにつきまして、いわゆる業務をそれぞれの業務につきましてはそのまま承継するというところでございまして、役員数の削減等に伴う経費の節減であるとか、あるいはまた対外信用力の増大なり余裕金の運用の効率化、あるいは長期的に見て新しい基金の中の人事交流等によりまして活性化、そういうものをとりあえず期待をしておるというところでございします。

○喜屋武眞榮君 機能をスムーズに發揮することによつて成果が上がるわけですから、その点で氣になります。

次にお尋ねしたいことは、農林漁業信用基金に運営審議会というのが置かれますが、そのことについて、従来総会、そして評議員会があつて、それにかつて政府以外の出資者あるいは学識経験者五十名以内で構成すると、こういう仕組みになつておるようですが、この運営審議会の人選とその構成についてどのような構想あるいは配慮を持つておられるのであるか。これも結局、運営審議会の人選と構成がうまくいかないという、また機能を十分發揮することは困難であると、こういう点からお伺ひしたい。

○政府委員(眞木秀郎君) この運営審議会の委員につきましては、主務大臣の認可を受けて新法人の理事長が任命するということにしておるわけでございます。現在の三法人の総会、評議員会の構成員と同じように、都道府県の農業信用基金協会等を初め出資者等の関係者をもつて構成をするということにならうと考えております。

具体的に申し上げますと、農業につきましては府県の農業信用基金協会等でございます。林業につきましては林業者等の団体等でございます。漁業につきましては都道府県の漁業信用基金協会、漁業共済団体等から選任をするということにならうと考えております。各分野の代表がそれぞれバランスよく公平に選出をされ、この新しい基金の運営にこれらの方々の意見がうまく反映されるように努めてまいりたいと、このように考えております。

うに努めてまいりたいと、このように考えております。

○喜屋武眞榮君 ここでも申し上げたいことは、いかに形式は整備しても、機能と運営に成果を上げなければ意味のないことである。そのことを今後見詰めてまいりたいと思ひます。

次に、どうしてもまたここで沖縄の問題に触れなければいけないのでありますが、いわゆる二十七年の空白で幾多のハンディを担つて復旧はしたわけですが、ところが県民の権利義務の立場から復旧した時点で即日本国憲法のもとに平等に権利を享受する立場が復旧の意義なんです、二十七年の空白の中でハンディを担つておるわけです。その面、特に権利義務の面から非常に問題が出てくるわけですが、ところで、この義務の面から、空白において欠落した権利は復旧したら即現実的にあらわれるべきであるけれども、その義務を果たさないからという形で、いわゆる負担義務を果たさないからという形で今日まで犠牲を担わされておる。これはどうしても我々としては合点がいきません。国の責任において起こした戦争、それによつて分離された行政分離である。義務を果たしたくても果たせなかつた二十七年の空白があるわけなんです。ここを、差別を担つたまま今日まで来ておるということですね。

こういう立場から、どうしても特別の配慮がなければいけないんですが、そこで沖縄における農業金融と水産金融の現状と問題点、そしてその問題点を踏まえて推進策をどのように考えておられるか、この点を伺ひまして、私の質問を終わります。

○政府委員(眞木秀郎君) 最近におきます沖縄県の農業金融の現状でございますが、農家の貯蓄と借入金金の動向を見ますと、農家所得の停滞基調を反映して、農家の貯蓄の伸びは総じて低下傾向にあります。六十年年度末では平均八百四十三万円でございます。他方、農家の借入金の方は、年々変動がございしますが、六十年年度末を見ますと二百六十万円ということになっておりまして、貯蓄はこ

れを下回つておる状況でございます。

また、制度資金の融資状況等を見ますと、最近沖縄の亜熱帯性気候を生かした作目の栽培が非常に盛んになってきておりまして、このために沖縄振興開発金融公庫資金の経営改善資金等に割合活発な資金需要が見られるようでございます。また、農協系統金融につきましても、貸し出しが全国平均を上回る伸びを示しておるようでございます。

農林水産省といたしまして、沖縄県が持つていらつしやる条件を生かした形での農業の振興を図る。そのために、制度資金を初めとして農業資金が的確に対応できるように引き続き関係機関を通じて指導を行つてまいりたいと、このように考えております。

○政府委員(佐竹五六君) 水産金融の現状等について御説明いたします。

沖縄における水産関係の融資残高は年々増加してまいつております。六十年年度には二百三十二億円となつております。このうち九割弱の二百二億円が漁業に対する融資である。その他は水産加工業に対する融資になっております。沖縄の水産金融は、制度金融の比重が非常に高いという特徴を持つております。全国平均三二%に対して沖縄の場合は六四%でございます。これは沖縄振興開発金融公庫資金が中心の役割を果たしているわけでございます。一方、漁協系統プロパー資金の比重が比較的小さいのは、沖縄沿岸漁業振興資金等の優遇資金が存在していること、また沖縄の漁協系統金融機関の資金力が比較的脆弱であること等に由来するものというふうなことであります。

このため、今後さらに貯金の増強等系統金融機関の基盤の強化を図るとともに、沖縄の一部漁協においてはカツオ漁業等について不良債権を抱えているところもございします。このうちものに対しては漁協信用事業整備強化対策の実施を通じて、沖縄漁業系統金融の育成を図つていく必要があるというふうなことでございします。

○委員長(高木正明君) 委員の異動について御報告いたします。

初村滝一郎君が委員を辞任され、その補欠として坂元親男君が選任されました。

○山田耕三郎君 難産の末ではありますが、産まれました。新しい法人の運営について御承知のとおり、急激な円高のもとで低金利時代を迎えております。経常経費については基金の運用益や手数料収入で賄っておられることと存じますが、当然のこととして財務の状況は苦しくなってくるものと思存します。何よりも財務体質の強化が必要であると思存しますが、当面今後の運営についてはどのようにお考えになっておいでになりますのか、お尋ねをいたします。

○政府委員(眞木秀郎君) 最近におきます三法人、これが新しく農林漁業信用基金と変わるわけですが、この現在の三法人の保険あるいは保証収支は、やはり委員御指摘のような厳しい環境を反映いたしまして赤字ということで推移をしているわけでございます。これまで我々も、この三法人の資金造成に必要な予算措置といったものを講じてまいりました。また、審査の厳正化とか求償権の回収の促進といったことを指導いたしまして、財務基盤の強化に努めてきたところでございます。

今後、この農林漁業金融の役割も増大をしてまいり、本制度の役割もますます重要になってくると思存しておりますので、引き続き新しい法人につきましても財務基盤の充実確保に努めて、本制度の円滑、適正な運営を確保してまいりたい、このように考えております。

○山田耕三郎君 次に、私はさきにある町の経済調査をいたしました。私が見ましたところ、古い家は新しく建ちかわっております。町はきれいですが、そんなに大きな家ではありません。けれども、カラフルな、どちらかといえばしょうしゃという感じを受けました。町の人の説明によ

りますと、この町は農業、沿岸漁業、さらに観光、この三つから成り立っております。観光は上向きの事業であります。漁業は横ばいであり、農業は畑作主体でありますけれども、若干低下がみえます。これは安定をいたしております。こういうことで町並みもきれいになりましたという説明をいただきました。

しかし、子細に検討をしてみますと、必ずしもそうとは言えません。農業だけに言えば、その多くが借金農家でございまして借金の額も比較的多い方でございます。一番多いのは肉牛の肥育事業をやっております。次いで、次いで酪農家でありまして、一番少ないのは畑作農家でございまして、市況の影響をもちに受けます度合いの大きい畜産業はやっぱり困難だと思存します。さらにまた、最近のように乳量制限を受けなければならぬ酪農家はだんだんと苦しさが増すのではないかと。先ほどの御答弁にありましたように、最近の円高の影響で輸入飼料の価格が下がってきております。そういったことで畜産業の採算性が若干向上をいたしておりますということではあります。こういったことは喜ぶべきことではありますけれども、しかし、これはそう樂觀を許さない他の要因もあつた。そして、その借金は借りかえによつて経過をしておられるということから見ますと、安定しておるといふ中身はこういうことではないか、こうも思われま

した。翻つて、農業基金協会の業務状況を見てみました。特徴的なことがあらわれております。すなわち、近代化資金が減る一方で一般資金が増加をしております。こと、代位弁済は増加の傾向にあり、その要因はやはり一般資金の代位弁済が増加をしております。さらに求償権残高を見てみても、前年度比さらに二〇%の増加で、これは基金残高の三三%に相当いたしますという統計上の数字も出ております。また、保険協会の事業状況を見てみても、保険の引き受け残高の

うち一般資金が過半数の五四%を占めております。貸し付け事故は、畜産農家のみならず、一般耕種農家にも増加をしております。農業を取り巻く状況の厳しさがこの辺にあらわれております。先般、テレビで放映されました「農家が破産する」という見出しが、全く痛ましい限りであります。あれを見て、農協としても結果的には一般の金融機関と何ら変わりはないのではないかと批判をしておいでになります。評論家がありまして、規模拡大を主体とする行政指導の問題はありますと思存しますが、あのようには農家が倒産するまでに何とかならなかったかと思存します。政治の責任を感じます。

このような現実の中で、一つは、農業信用保証保険制度は今後どのような役割を果たしていくべきか、二つ目には、畜産農家の一部に見られるような農家の負債について、破局を迎えさせないようにはどのような施策を講じておいでになりますか、以上の二点についてお尋ねをいたします。

○政府委員(眞木秀郎君) 農業信用保証保険制度につきましては、これは農業者が農協等から農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の融通を受ける際に、その債務を保証し、あるいはまたさらに、その保証につき保険を付するということによって全体の資金の円滑な融通を図るための制度でございます。今後金融の果たす役割が増大していくものと見られる中、これに対応いたしたこのような本制度の役割もますます大きなものになっていくと思存しております。

したがって、今後とも県レベルの協会、中央段階での新しい農林漁業信用基金のそれぞれにつきましても、その財務基盤の充実確保に努めるなど、本制度の適正円滑な運用に努めてまいりたい、このように考えております。

う負債が比較的大きいということは事実でございます。

その償還につきましては、最近におきますコストの低下傾向、配合飼料価格の低下でありますとか、あるいは経営規模の拡大に伴います生産性の向上という事態を反映して、収益状況というのは昨今好転しているとの認識を持っております。ただ、そういった資産、負債あるいは収益性動向の中で、一部の経営に経営力とか技術力あるいは財務管理能力の問題等がございまして負債の償還に難渋をするケースもあつたので、過去におきまして、酪農につきましましては五十六年から六十年にかけてまして、さらにまた肉用牛経営につきましては六十一年から六十二年の期間にわたりまして、固定化負債の流動化のための肩がわり資金の供給を行つてきておるわけでございます。

今後、これらの諸制度で区切りはついたと思存しておりますけれども、さらに個別経営の経営力、財務管理能力というものを個別に強化していくという観点で、本年度から生産者団体等の協力のもとに個別指導を強化いたしまして、資金回転が円滑にいくような方途をまた考えていきたいということで、所要の措置を現在準備しているところでございます。

○山田耕三郎君 次に、林業と漁業についてお尋ねをいたします。

林業につきましては、近年、木材不況は林業信用基金業務にも大きな影響を与えております。特に資金需要の低迷を反映して保証実績は前年より低下をしております。こと、六十年度末の保証残高は前年度に比べて五%減であります。これに反しまして代位弁済は依然高水準にあり、求償権残高はますます大きくふえております。国産材の需要の低迷は、お金があれば、すなわち資金があれば何とかなるといふような状況ではないところへもつてきて、国有林野事業におかれましては、独立採算制という締めつけのもとで自己防衛に忙殺されなければならない状況が特徴的であり、こういうことから、需要は減つておりま

すのかかわりませず、代位弁済や求償権残高がだんだん膨れ上がってきてもおるといふ好ましくない状況にあります。

漁業においても、海外漁場の制約の増大、さらには水産物需要の伸び悩みによる魚価の低迷等、新規保証は減少を続けておりまして、ここにおいても、これに反し代位弁済や求償権残高はますますふえ続けて過去最高を記録しておりますこととあります。ここにおいても、資金さえあれば何とかなるという状況ではありませんことは、林業と同様であります。

だから、農林水産行政の中で、林業と水産というのは大変な時代を迎えておるのではないかと。これは金融面だけのことで解決のできる問題ではありませんと私は思いますので、こういった状況のもとで、政府とされましては、現在の厳しい環境の中にあつて林業や漁業の経営活性化のための対策についてはどのようにお考えになっておりますのか、この機会に承らせていただきたいと思ひます。

○政府委員(田中宏尚君) ただいま林業の苦しさについてあるあつたわけでございますけれども、そういう厳しい中で何とか林業なり木材産業全体の体質強化なり活性化を図りたいということ、昨年も林政審議会ではいろいろと御審議いただきまして、去年の十一月に林政審議会から、将来の方策なり講ずべき施策というのにつきまして御報告をいただいております。この御報告を踏まえまして、何といひましても、林業の場合には木材需要を拡大するということがいろんな政策の大前提になりますし、幸いにいたしましてこのところ住宅の新規着工戸数があえとかな新しい動きがございますので、こういうチャンスと逃さずに需要の拡大に努めたいと思つておるわけでございます。

それに加えて、造林でございますとか、あるいは林道でございますとか、こういう生産基盤の整備でございますとか、あるいは農山村で担い手問題というものも問題になってきております。

で、そういう担い手の確保、育成ということにも努めたいと思つております。それから、木材産業と山と一体としての流通なり加工の改善、それからさらに森林の場合には、単に木を切る場としてだけではなくて、レクリエーションでございますとか、いろんな総合的利用の動きも出てきておりますので、こういういろいろな施策を積み重ねまして何とか林業の活性化を図りたいと思つておりまして、現在も森林・林業、木材産業活力回復五カ年計画ということで鋭意取り組んでおるわけでございますけれども、今後ともこういうものを育てていまして何とか林業の振興に邁進したいと思つておるわけでございます。

○政府委員(佐竹五六君) 中央漁業信用基金の現状につきましては、御指摘のとおりでございます。この原因でございますけれども、これは二度にわたるオイルショックがあり、主要な漁業の資材である燃油が一週に二倍、さらに六倍に高騰したということがございます。こうなると、通常の水揚げからは次の出漁資金がカバーできないというところになりました。そこで、とりあえず三年程度で低利資金を融資して出漁させるということをしたわけでございます。これは将来魚価が上がるであろう、タイムラグがあつて魚価が上がるであろう、三年ぐらいたてばそれを吸収できる程度魚価が上がるであろうという前提でやつたわけでございます。第一次オイルショックのときは、四十八年でございますが、これは幸か不幸か米ソの二百海里に伴います五十二年、五十三年の魚価の上昇でカバーできたわけでございます。前提が当てはまつたわけでございますが、第二次オイルショックの際には、これは所得の伸びがとまつたこと、あるいは肉との競合があるというようなことで魚価が上がらなかったわけでございます。そうなりますと、これはもう当然のことでございますが、一種の赤字融資になるわけでございます。そこで大変な負債が、特に油をたくさん使います沖合・遠洋の中小漁業に累積したわけでございますが、私もその中で見ておると、先ほ

どもちよつと触れたのでございますが、その中でも半分程度の経営は赤字を出しておるわけでございます。赤字を出している経営は固定しているわけでございます。これは従来のとおり全部抱えていくということには無理があるのではないかと。ということで、金融機関の審査機能を通じて、見込みのあるものについては長期低利資金を貸していく、それから、もう操業すればするほど赤字がふえるという経営については、この際、代位弁済を実行して負債を整理する、それで関係者が公平に損を負担する、こういうことで切りかえたわけでございます。

将来、魚価がどうなるかということによつても異なつてくるわけでございますけれども、魚価について言えば、最近では魚価が上がる、消費が減るといふ傾向がはつきりしておりますので、むしろ現在の魚価を前提にいたしまして、それに耐えられるような強い体質の経営をつくりていくということと施策を運用しておりますし、またそれに耐えられるような経営が現に出てきておるわけでございます。それに次ぐものについて低利資金で経営の再建を図る、こういうような考え方で対応しておるわけでございます。

○山田耕三郎君 終わります。

○委員長(高木正明君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(高木正明君) 御異議ないと認めます。よつて、質疑は終局いたしました。

○委員長(高木正明君) 次に、昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案を議題といたします。本案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

○村沢牧君 まず、農林年金の年金額を改定する場合の要素について述べてください。

○政府委員(眞木秀郎君) 農林年金の年金額につきましては、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置を講ずるとされておるわけでございます。したがつて、これらの諸事情を要素として年金額を改定する、このようなことであらうかと思ひます。

○村沢牧君 そんな抽象的なことでなくて、一体何を要素にして改定をするのか、もう少し中身について言つてください。

○政府委員(眞木秀郎君) 御質問の趣旨でございますが、例えば財政再計算等を行つてやる場合にどのような要素を考慮するかということでお答えしてよろしうございませうか。

○村沢牧君 よくわからぬようですから、私が申し上げましよう。

昭和六十一年の第百三国会で年金の大幅改定の案が提出されたわけでありまして、共済年金の改定基準は、従来の給与スライド方式から、厚生年金と同様に、消費者物価が五%を超えて上下した場合に自動改定をされる、あるいは物価スライド方式つまり要素といふのはこういうことじゃないですか。ただ、物価変動率が五%以内の場合には、物価と社会的、経済的諸要素を総合的に判断して改定をする。つまり改定をする要素といふのはそういうことじゃないですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 委員が今おっしゃつたような意味でございますと、まさに物価スライド方式に変わつたわけでございますので、物価といふのが非常に大きな要素である、このように理解しております。

○村沢牧君 私が今申し上げたんですが、改定要素はそれだけですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 最初にお答え申した中で、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に変動が生じた場合には改定措置を講ずるということになっておりますので、賃金といふものを年金改定のための一つの要因として規定されていると理解をしております。

○村沢牧君 そうですね。先回の年金改定の際に政府の提出した案は物価スライド方式であった。しかし、国会審議に当たって我が党の強い要求、粘り強い闘いによって賃金も年金改定の変動要素に入れるという修正を行ったわけでありました。私は今そのときの会議録を持っていますが、当時の委員会に竹下大蔵大臣の出席を特に求めて私はこういう質問をした。

年金額の改定ですが、従来は御承知のとおり賃金と物価の二つの指標があったわけでありましたけれども、改正法では物価スライド一本になったわけなんです。これは国民年金附則修正との関連もありますので、物価スライド一本では矛盾をしている。したがって、賃金も指標の中に入れて取り扱うべきであるというふうに思いますが、お考えをお聞かせたい。

これに対して竹下大蔵大臣は、
今、沢村さんおっしゃった趣旨も私も金頭にあるわけでございます。したがって、その辺は修正が妥当だというのは、原案が最高だと思つて御審議いただいている私でございますので、そういう御意見も中に入つておるというふうに理解をいたしておるというふうにお答えをするのが、現時点の限界ではないか、というふうな大回りしている答弁がありました。

そこで、こういう答弁があつて、その後国民的な世論も盛り上がり、野党の強い要求もあつて、最終的に賃金を改定要素に入れる。つまり年金法の第一条の二というのを新たに起して「この法律による年金である給付の額は、国民の生活水準、賃金その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に應ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。」と新しく加わつたわけですね、修正によつて。局長、この経過は御存じですね。

○政府委員(眞木秀郎君) 議事録等読ませていただいております。

○村沢牧君 したがって、現行法は年金の改定要素には物価とともに賃金が入つてゐるところが、

提出された政府案は、六十二年度の共済年金の改定については物価スライド方式をとり、六十一年の消費者物価上昇率を基準として〇・六%の改定を行おうとするものであります。共済年金の前身である恩給が公務員の給与、消費者物価等を勘案して二%の改定を行うというところは、午前中の参議院本会議でもう法案が成立したところであります。ところが、共済年金は政策改定で〇・六%の増額が行われるというにすぎない。これは不均衡じゃないですか。六十一年度の公務員の給与引き上げは二・三%です。この公務員給与の上昇率を考慮せずに、物価上昇率だけ考慮して年金改定をする、これは納得することができないですね。

○政府委員(眞木秀郎君) 賃金がその要素の一つになつてゐるということでありまして、五年ごとに行います財政再計算時におきまして年金額の計算の基礎となる平均標準給与と、それから現役組合員との給与水準との均衡を図りますために、その年金額算定の基礎となつております過去の標準給与をその財政再計算時の直近の現役組合員の給与水準を基準に再評価をいたしまして年金額の給付水準の引き上げを図るということでございます。

したがいまして、次の財政再計算時まで、これは六十四年ごろのベースで行われると考えられるわけでございますが、そのときにその給与の上昇率が反映した形で改定をされるものと理解をしております。

○村沢牧君 そういう解釈だと国会で修正した意味に沿わないと思ふんですね。

今、局長が答弁されたことはどこか条文に書いてありますか、法律上。

○政府委員(眞木秀郎君) 法律上書いてはございません。

○村沢牧君 ございませぬ——法律上書いてない。じゃ、あなたの勝手な解釈ですね。

○政府委員(眞木秀郎君) 今申し上げたような改定の仕方について、これまでの例等今回の再計算時のやり方等につきましてこういうやり方でや

ておりますので、そういうところで、この賃金がそのように扱われるというように理解しておるわけでございます。

また、今回の提案につきましては、五%を超えての物価の変動の場合には、この法律の規定によりまして、いわゆる政令で措置できる自動改定というところでございますが、五%以下のときには、今回のように諸事情を総合的に勘案をして、今回〇・六という物価の数字をそのまま使つた形での引き上げを御提案している、こういうふうな理解しております。

○村沢牧君 私はまだそのことを聞いてゐるわけじゃないんです。賃金を入れるということは、わざわざこの条文に修正をして一項設けられておるわけですね。それを局長は、賃金というのは財政再計算をするときの要素だという答弁ですが、これは共済年金と横並びですが、政府の統一見解ですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 今回御提案の点につきましては、他の国共済等の制度と横並びと申しますが、同様の措置でございます。

○村沢牧君 私はそんなことを聞いてゐるんじゃないです。賃金の扱いについては、局長がさつき答弁をしたようなことは政府の統一見解かどうかを聞いてゐるんです。法的に見てもそういうふうになつてゐるのかどうか。

○政府委員(眞木秀郎君) 国家公務員共済制度、国共済における制度がそうなつておりますので、それと同じということで申し上げたわけでございます。

○村沢牧君 恩給の場合は、賃金も考慮して決めたわけなんです。年金の場合は考慮を全然してない。法律的に言つて、そのことが局長の解釈したような形でいいのかわか、はつきりした見解を示してください。

○政府委員(眞木秀郎君) 先ほども申し上げましたように、今回の〇・六……

○村沢牧君 今度はわかつてゐるんだ。今回じゃないんだよ。今回はわかつてゐるけれども、そう

いう解釈でいいのか。賃金をそういう扱いでいいのか。

○政府委員(眞木秀郎君) 賃金の扱いについて国共済の例に倣つてやるとした場合に、我々はそういうやり方をとると考えてゐるわけでございますが、賃金が織り込まれるということを申し上げたわけでございます。

○村沢牧君 今まではそうだったかもしれない。しかし、今度は法律が改正になつて初めての扱いでしよう。今後ともそういう解釈でいいのかわか。なるほど従来は物価と賃金を比べて上昇率の高い方をとつた。しかし、今までは違つてゐる。

○政府委員(眞木秀郎君) 今回は、委員御指摘のように、まさにその〇・六%という物価上昇率を他の制度との横並びでそれを用いてゐるわけでございますが、五%以内の場合は、その都度ごとのやはり物価、賃金等社会的、経済的諸要素を総合的に勘案して措置するというのが五%以内の場合の考え方であるというふうな理解しております。

○村沢牧君 そんなことをやつておつたら時間がなくて後が続かないんですけれども、この法第一条に挿入した「賃金」というのをどういうふうに扱うかということなんです。今回はどういうふうな改定するかなんて、そんなことは承知してゐるんです。同じ答弁じゃもう質問できませんよ。

○政府委員(眞木秀郎君) この賃金を考慮するという場合には、私が先ほど申し上げましたように、やはり財政再計算のときにそれをきちつと反映させるということでございます。

○村沢牧君 ちよつと待つてください。その答弁じゃ納得できないです。それが法文のどこに書いてあるかといつたら、書いてないというんでしょ。

○政府委員(眞木秀郎君) これは、先ほどもお答え申し上げましたように、国共済の方でそういう制度をとつておまして、制度の横並びという点を考慮してそのように解しておるということでございます。

○村沢牧君 ちよつと待つてください。じゃ、国

共済の何条に書いてあります。

○政府委員(眞木秀郎君) 失礼いたしました。

国共済の法律の規定ではなくて、そのようにやっておるということでございます。

○村沢牧君 冗談じゃない。だめだ、それは。質問できない、そんなことでは。

それじゃ、いつからやっているんですか。新しく国共済の法律が変わったんです。——ちよつと休憩してください。だめだ、そんなことでは。ちよつとまとめてください。統一見解を出してくるまで私は質問できない。

○委員長(高木正明君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(高木正明君) 速記を起こしてください。

○政府委員(眞木秀郎君) 失礼いたしました。

第一条の二の規定に基づきまして財政再計算を行うときに、その必要な法律の条文等を改正を行いましてその中の額を改定する、そのように取り扱うというふうに承知しております。

○村沢牧君 そうすると、第一条の二でやつて、また法律を改正するんですか。また何かやるんですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 法律の計算をした結果によりまして、例えば標準給与等、第二十条現在でございますが、こういう額なり、これでいわゆる変動の結果を掛ける変化率といったものがございますが、そういうものを変更してこれを新たな賃金の変化を反映した額として新たに規定をする、そのような取り扱いをするということでございます。

○村沢牧君 そういう取り扱いには農林水産省がするんですか、政府全体としてするんですか。農林水産省だけでできますか。

○政府委員(眞木秀郎君) 他の公的年金制度と横並び、同じ扱いとして我々もそれに倣つてやるということでございます。

○村沢牧君 彼うということとは、どこでそれをするんですか。そのことをやることになっているんですか。

ですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 政府内部のこういうところに関係しておりますところでの統一的な考え方として、その運用の方針としてそういうものを持つておるというふうに承知しております。

○村沢牧君 その辺もあるわけじゃないですね。今後やる。大丈夫ですか、そんなこと。責任持ちますね。

○政府委員(眞木秀郎君) そういう方針でございます。

○村沢牧君 それじゃ、記録にとめておきましょう。大臣もよく聞いておいてください。

それから、これは大臣にちよつと聞くだけけれども、つまり賃金をこの年金の変動要素に入れるというところは、いろいろ経過があつて、大蔵大臣まで引張り込んできて、そしてやつと得た議員修正の、国会修正の条文なんです。したがつて、国会の委員会では附帯決議で、政策改定を行うに当たつては賃金の変動という要素を十分明示をせよと、こういうことを付しているんですよ。附帯決議については、大臣も、御趣旨を尊重いたしまして十分やりますなんていつも答弁してありますけれどもね。したがつて、この得た趣旨ですね、この附帯決議を尊重するならば、もつと検討しなきゃいけなかった。今みたいなあやふやな答弁じゃ、私困ると思うんですよ。どういふふうに検討したんですか。附帯決議をどういふふうに尊重したんですか。

○国務大臣(加藤六月君) 私も国鉄年金その他、たしか昭和五十九年の年金改正に絡みまして、いろいろ当時大蔵委員会の関係として中へ入りましてその財源措置その他を講じまして何とかやっていたが、なかなかやらぬ、またあるいは年金の一階部分についての統一をどういふようにやっていくかという議論等もあり、二階建て部分、三階建て部分の特徴をどう生かしていくかということ等にも随分配慮し、そしてまた、当時財源が非常に厳しい厳しいという中で、今おっしゃいましたような問題等を検討したわけでございます。そうして、

当委員会における附帯決議の重みを十分考慮しまして、いろいろ今回のこの改正案についてやつたわけでございますが、先ほど来経済局長がお答えいたしておられますような経緯、経過並びに横並び等々の関係を配慮しまして、こういう案を提出さしていただいたわけでございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○村沢牧君 時間が限られておりますから、課題として残しておきますよ、局長。今のあなたの答弁と農水省の方針については残しておきますよ。

そこで、年金改定要素に賃金の変動も入れるという理由と論議の内容、それに対する法修正もあつた。そうならば、今後もしそのようにすべきだ。具体的には、物価上昇率と賃金上昇率を比較して高い方をとるとかいうふうに私はすべきだというふうに思ふんですが、しかし今後とも、局長の答弁でいくと、年金額の改定は物価スライド方式によつて消費者物価の上昇率を基準としていくというふうな受けとめるんですが、今後ともそういうことなんですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 物価上昇率が5%以内のときは、その都度この物価、賃金等社会的、経済的諸要素を総合的に勘案して措置をするということだと考えております。今回は〇・六ということであるわけでございます。

○村沢牧君 それは知つていらっしゃるんですよ。じゃ賃金は今後ともやっぱり考慮しないということなんですか、先ほどから言つておるよう。再計算のときだけ考慮して、この次には考慮しないということなんですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 今度の〇・六というのは、たまたまこの物価上昇率と同じ数字でございますが……

○村沢牧君 そんなことは知つてゐるの。

○政府委員(眞木秀郎君) 判断をする、総合的に勘案するといった場合には、物価、賃金等社会的、経済的諸要素が入つておる。それとあわせて、先ほど申し上げましたように、財政再計算のときに

賃金の上昇率の反映を行う、そういう理解でございます。

○村沢牧君 いずれにしても、昨年の公務員賃金の上昇率は二・三%ですね。しかし、今度の共済年金は〇・六%しかアップしてない。恩給は二%アップしている。不公平があるんですよ。ですから、賃金上昇率を考慮しないからこういうことになる。

そこで、百歩譲つて、なるほど物価は安定している。下がつて〇・六%だ。明年度以降においても、このような物価の安定の時期において、例えば五%に達しない場合においても改定をしますね。どうですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 今後の取り扱いにつきましては、勘案する要素というのは5%以内の場合でございますけれども、先ほど申し上げたような状況でございます。他の公的年金の措置との関連も十分考慮の上、適切に対処するという方針でございます。

○村沢牧君 それでは、恩給が上がった場合ですね、当然共済年金も物価上昇率が5%以下である、また賃金もそれほど上がらなかつた。しかし、このように配慮していくと、それは確認してよろしいですね。

○政府委員(眞木秀郎君) 来年度以降の扱いについて、私の方から今これを必ずやるといふような形で御答弁はできないわけでございますが、今申し上げましたように、他の公的年金の措置等も考慮の上、私としては適切に対処したいと、こういうことでございます。

○村沢牧君 ここで確約しろといつてもできぬでしょうけれども、その努力はすると。ことしやつたんだから、来年でできないということはないわけですね。農林水産大臣、責任を持つてひとつそういう形で努力をしてみたいんですが、説明は結構ですけれども、決意のほどだけお聞きしておきます。

○国務大臣(加藤六月君) 村沢委員のおっしゃるところはよく頭の中に入れておきます。

○村沢牧君　そこで、次は年金統合の関係なんですけれども、政府は昭和七十年を目標に公的年金一元化を目指しており、そのことは閣議決定でもされているわけなんです。しかし、その内容は明らかにされておられない。本院、当委員会は、百三国会におきまして「公的年金一元化の内容及びスケジュールが依然として具体的にされていないので、できるだけ速やかに、その内容等につき明らかにすること」、これも附帯決議をつけておられるわけなんです。ところが、政府は今日に至るも一元化の姿なんか何にも示しておられない。これは全く無責任じゃないですか。一元化の中には農林年金も当然含まれるんですが、どういう今状態になつてゐるんですか。

○政府委員(眞木秀郎君)　五十九年から六十一年にかけての基礎年金の導入を中心とした改革によりまして、一応給付面の一元化は図られたというふうに理解してゐるわけですが、今後負担面における制度間調整と、それから給付面におきますいろいろ細部の調整を図っていくということになつておるわけでございます。

これらの措置につきまして、今後各制度間にまたがりやすいいわゆるコンピュータといったような現業務の違ひによる問題等々ございまして、そういうものの諸条件を整えながら具体的な方法、内容等が検討されることになるものと考えておるところでございます。

○村沢牧君　なるものとなんて、人ごとみたいなことを言つちゃだめなんです、あなた。あなたは農林年金法の提案者なんですから、一元化をするときに農林年金はどういうふうにしますかということとを具体的に省が少しでも方向は出さなきゃ、年金受給者だつて年金組合だつて不安でならないんですよ。一体どこまで政府はそういうことを話をしてゐるのか。農林年金はそういうところに加わつていないのかどうか。今までそういう一元化の方向について政府部内で話したことがありますか。農林年金が加わつたことがありますか。

○政府委員(眞木秀郎君)　この問題につきまして

は、やはりこれからの問題であるというふうに考へております。

○村沢牧君　これからの問題といつたつて、あなた、じゃお聞きしますが、国鉄年金がありますね、国鉄共済、これは六十四年度までは一定の方向を出しているけれども、それから先は全然わからない。農林年金も一部しよわなきゃならぬかもしれない。一体そういうことだつてわからないでしよう。しかし、一元化をするといつて法律を改正したんだから、今日に至るも、今までやつてないなんて、そんな無責任なことが言えますか。

局長は、じゃ、やつてないといふれば、政府のほうの年金に対してどうしますかというぐらいいなことは、やっぱり注文ついたり、やりましようといふことを言わなきゃおかしいじゃないですか。

○政府委員(眞木秀郎君)　これまでのところこの改革に伴う、これを軌道に乗せるためのいろいろな作業等があつたわけですが、やはりその一元化に向けての具体的な話し合いというのはまだできてないわけでございます。

ただ、我々といひましては、決して人ごとのような話として受け取つてゐるわけではございませんで、やはり全体の公的年金制度との整合性と申しますか、外に出て農林年金がいろいろなことをやるといふ点については制約が大きいと考えておりますけれども、我々の問題として、例えば事業主とか組合員の意向なりそういうものを踏まえて、特にまた農林年金制度の設立の経緯とか、あるいは現状と申しますか、そういうものを踏まえて対処していく方針でございます。

○村沢牧君　そんなことはだんだん私も聞いていこうと思つておつたんです。私の質問通告してあるから、先のことまで答へる必要ないんでね。

だから、ちよつと待つてくださいよ。じゃ、いつごろまでに政府としては一元化の方針を出そうとしてゐるのか、あなた知つていますか。

○政府委員(眞木秀郎君)　七十年に向けて一元化を検討するということでありまして。

○村沢牧君　向けてというのは、七十年になるま

で黙つて見ておるんですか。農水省も農林年金の主管をしてゐる大事な省なんです。昭和七十年には一元化しなきゃならぬけれども、一体どうなつていくのかということをおぼろげにみずから問題として考えなければ、厚生年金がこういうふうになつたから横並びで結構だ、私学がこうなつたらそれについていきましよう、そんなことじゃ全く無責任だと思ふ。今後はつきりしますか、その辺は。

○政府委員(眞木秀郎君)　我々として決して主体性を薄めると申しますが、そういうことで考へてゐるわけじゃないんですけれども、他の制度との問題もございまして、それとも調和をさせながら、やはり我々は我々なりの主体的な努力というものをその中に入れていくことであらうかと考へておるわけでございます。

○村沢牧君　これは大臣、国務大臣として、御承知のとおり、国鉄年金の問題もすぐ出てくるんです、目先へ。そして、共済年金はどうするのかわからない問題まで来ますね。私の承知してゐる限りでは、一元化と言つてゐるけれども、ほとんど論議をされてないように思ふんですけれども、国務大臣としてやっぱりこれは進めなきゃいけないというふうに思ふんですが、もちろん中曾根内閣でできる問題じゃないと思ひますけれども、このくらいのことではどうでしょうか。

○国務大臣(加藤六月君)　一元化の前に、今先生御指摘のような国鉄の超成熟化問題がございまして、国鉄年金、最初は六十四年度でもたすと言つてゐたのが、急激な変化をしまして、六十三年度りぎりまでもつかもたないかという議論は当参議院においても随分していただいたところでございまして。そして、六十四年、六十五年の国鉄の年金をどうするかということ、それは他の共済年金関係全体との関連をどうするかという問題等もありまして。

そういう問題をひとつ解決して、そして一元化に向かつていくようになるのが今の筋ではないでしょうかと考へておるわけでございます。そ

うして、ただいま審議していただいております当共済関係の問題におきましても、そういう問題を視点に置きながら、農水省として主体性を持つて前向きに検討、勉強していくという考え方が今の時点において申し上げられるところではないかと考へておるところでございます。

○村沢牧君　ですから、一元化といつても随分その作業や検討がはかされてゐる。これは簡単にできませんよ、一元化やるといつたつて。関係者の意見も聞かなきゃならぬし、国民の世論もある。ですから、やるという準備は進めていかなきゃいけないということをおぼろげに申し上げておきます。

そこで、一元化に向けてまず農林水産省としての農林年金に対する考え方を聞いておきたい。つまり、さきの改正によつて基礎年金の土台の部分で、これは一元化された。その上に立つて二階建ての部分あるいは三階建ての部分、これをどう調整していくかということがまた問題になつてきますね。

そこでお聞きしたいことは、調整の方法は初めから制度を統合してしまうのか、共済という、農林年金という特色を生かして制度を残したまま調整を図るということになるのか、農林年金はいずれの方法をとるべきかと思ひますか。

○政府委員(眞木秀郎君)　今、委員御指摘のいわゆる二階建て部分と申しますか、厚生年金の部分、あるいは三階建て部分の職域年金部分を今後どのように調整していくか。御指摘のとおり、制度全体の一元化をするか、あるいはまた、それぞれの制度を存続させて給付を一元化するかというのも重要な検討課題であらうと考へておるわけでございます。

農林年金がやはり他の制度との整合性の外に出るといふことは難しいわけでございますけれども、農林年金が発足いたしました当時の経緯、農林漁業団体の優秀な人材を確保するというねらいが損なわれないようなことがまず基本にあるうかと考へておりますし、先ほどちよつと先走つたとおしかりを受けましたけれども、主体的な取り組み

みという中でそういう設立の経緯なり趣旨、それからまた現状、職員の方々、それから積立金の問題、それからいろいろ福祉の事業等をやっておるといったような、そういう現状も踏まえて対処をしてまいりたいと、このように考えております。

○村沢牧君 対処しなければならぬし、対処することはわかります。いずれかの時期にやらなきゃならない。一体農林年金が、今局長からも話がありまして、あるいはその後農林年金の関係者が努力して、ともかく公務員の共済制度に遜色のないようにまでしてきた。この農林年金が今後公的年金の一元化によって戦域年金としての特殊性が薄くなってしまふ、農林年金の魅力もなくなってしまうのではないかと。まあ、それもやむを得ないのか、あるいは農林年金の独自性というのはこれを發揮していくことができるのか、した方がいいのか、そういうことについてやっぱり農水省当局が、農林年金を預かるあなた方がそういうことを検討して腹を据えておらなきや、一体一元化といった話にならないじゃないですか。どうなんですか。そしてそういうことについて、農林年金関係の団体もあるから、そういう意見も聞いたことがありますか。

○政府委員(眞木秀郎君) 御指摘のとおり、農林年金制度の設立の趣旨である優秀な人材確保ということで独立しているわけでございます。現在いわゆる農林年金の独自性ということで戦域年金部分を設定したり、あるいはまた、その資金の運用面につきましても自主的な運用の範囲が非常に広いということ、あるいはまた組合員のニーズに合った福祉事業の実施ということをやっているわけでございます。こういう趣旨なり現状というものが損なわれることがないように努力をしていきたいということで、内容は同じでございますけれども、この一元化を検討する場合にそういう設立の趣旨が損なわれることがないように努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○村沢牧君 つまり、農水省の見解としては一元化すると。最初に全部一元化しちゃって、農林年金もそれに横並びだということじゃなくて、共済制度の持つ特色を、独自性を生かしていく、それが農林水産省の基本方針だというふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 先ほど申し上げましたように、他の制度なりそれとの整合性の問題、そういう問題と絡めて今後一元化の検討が進められているわけでございます。我々といましては、今申し上げた独自性なり設立の趣旨といったものが損なわれないよう、そういうものが絡んで議論される中で努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○村沢牧君 どうも局長、これは六十年度の百三国会ですか、その問題についても論議をした。しかし、農林年金の設立の趣旨から、また独自性から、そういう一元化の場合においてもこの特色は生かしていく、共済制度の特色というのか、これは保つていきたいと、当時の局長は答弁しているんですよ。だから、あなたになつたら極めてあいまいになつてきた。最初の年金の大幅改正のときにはそういうこと言つておつて、今になつてきたらそんな抽象的な答弁じゃだめですよ。

○政府委員(眞木秀郎君) 繰り返すようで恐縮でございますが、気持ちを込めてそういう設立の趣旨が損なわれることがないようにその辺努力をしてまいりたいと申し上げておるわけでございまして、

○村沢牧君 そこで、一元化に向けてこういう問題が出てくるわけですね。厚生年金では、六十五歳になると被保険者から除外をされ、働いていても一〇〇%の年金が支給される。しかし、共済は退職主義をとっておりますから、退職しない限り年金は支給されない。また、給与所得による年金の支給制限は厚生年金にはない。したがって、厚生年金受給者が共済グループで働く場合もあるんですが、そういう場合には支給制限を受けない。あるいはまた共済年金受給者が、逆の場合は、これは支給制限を受けるという、こういう不合理性が出てくるんですね。年金一元化に当たってはこ

の問題をどういうふうにしますか。

○政府委員(眞木秀郎君) 委員御指摘のように、そういうような厚生年金と共済年金との間に違いというのがございます。先ほど一元化への検討の中でいろいろ再度の調整を行う必要があると申し上げたのも、そういう意味合いでございました。いずれにいたしましても、今後の一元化に向けての検討の中で厚生年金、共済年金それぞれ歴史を持つていて、それぞれ、その設立の趣旨等十分踏まえまして、関係者の意見も十分に伺いながら調整をしてまいりたいと考えております。

○村沢牧君 いずれにしても、農林年金が不利な立場にならないようにひとつそういう調整を図つていく、当然のことであるというふうに思いますから、強く要求しておきます。

それから、農林年金の健全な運営を図るためには、加入団体数や組合員数の増加、充実を図る必要がありましょけれども、団体数は年々減少している、あるいは組合員数も、現状と将来の見通しから見れば、とても明るい展望は持てない。

そこで、農林年金の加入団体は第一条によつて法的に限定されている。したがって、農林漁業団体の包括したものにはなっていない。厚生年金等のいろいろ線引きの問題もあるでございまして、けれども、農林年金の基盤強化を図るために必要なのは、その加入を認める方向で検討すべきだと思

います。どうなんですか。

○政府委員(眞木秀郎君) 御指摘のとおり、今後、農林漁業団体全体の組合員数の増加が期待できない。その一方でまた高齢化が進むということ、年金財政非常に厳しい状況を迎えるというわけでございまして。しかしながら、この加入団体につきましても、これをまた新たにどんなふうにしていけばいいという御意見につきましては、やはり途中でほかの年金に現在入っている団体がこちらに移行するということについては、またそれなりのいろいろな問題も生じてくるということもございまして、慎重に考えなければならぬ問題ではない

かと考えております。

○村沢牧君 先ほど来、農林漁業信用基金法が審議されていましてね。ここで、例えば農業信用保険協会は今まで農林年金であつたけれども今度厚生年金にしますと、いとも簡単にあなたは答弁しているわけ。政府のやることだつたら、こつちの農林年金の方を外しても厚生年金へ持つていく。しかし、一般からはそういう要求があつても、それは法律に決められておるからだめだ。例えば、このことを、この農業信用保険協会が厚生年金に行く場合には法律を改正しなければならぬでしょう。あなたのやることだつたらどどん簡単

にできるけれども、こつちから要望があれば、それはだめだ。そんなことはだめですよ、それは。○政府委員(眞木秀郎君) この新しい農林漁業信用基金につきましては、今回の三法人の統合によりまして、いわゆる政府の関与度が増すといったようなこととか、これまでの幾つかの要件が変わつてまいりましたので、今御指摘になられたような扱いになるということであらうと思ひます。

○村沢牧君 ですから、私が言いたいことは、政府の御都合によつていろいろ統合するとか何とかというのはいとも簡単にできる、やる。しかし、私たちが要求しても、難しい難しいという答弁で今まで繰り返しておるんですよ。ですから、そういう要求があるところに対して本当にできるのかできないのか、もつとやっぱり前向きに検討しなければだめだということです。

そこで、それは百歩譲つて、法改正ができないとしても、パートタイマーや臨時雇いについては年金加入資格を有する者がある。これは必ず加入手続をとるよう、厳正的な指導をする必要があると思ひますが、組合員資格のある者でまだ加入していないというふうな実態はどうなのか、加入指導についてはどうなのか。これも先回から何回も言われている問題ですが、これについてはどう努力をしているのか。

○政府委員(眞木秀郎君) いわゆるパート、臨時職員でこの農林漁業団体、農林年金の対象になつ

ておるその団体に使用されている方々、これは二カ月以内の期間を定めて使用される方、そういう方が一部を除きましては農林年金の組合員になつておるわけでございます。従来からその臨時職員のうち農林年金の組合員資格を有する者につきましては、できるだけ早く組合加入手続をやつてくださうという事で、各団体の担当職員の研修、広報活動等を実施してその加入促進に努めておるわけでございます。

なお、さきの六十年改正におきまして、組合員期間の計算方法が組合員期間を一年以上有していないと年金額の計算の基礎とされなかつたものが、一年未満でございまして、他の年金と通算して二十五年以上あれば年金の基礎とされるということになりましたので、昭和六十一年度におきましては、三十歳から五十歳未満の層の組合員資格取得者が増加をしております。

数で申し上げますと、五十九年が五千四百八十八名でございましたが、六十年度が六千五百七十二名、六十一年度は八千五百四十四名となっております。全体的な臨時職員の動向について正確な数字はまだ把握しておりませんが、このようなところを見ましても、組合資格取得者が増加しており、これは臨時職員の加入者の増加によるものではないかと考えられるわけでございます。

農林水産省といたしましても、この団体に對しまして今後ともひとつ加入促進のため指導に努めてまいりたいと思ひます。

○村沢牧君 それはぜひやつてください。

そこで、私は次の一、二の問題について具体的に伺ひたい。

農協職員の福利厚生事業を行っている団体に農協健康保険組合、また農協役員退職管理組合等があります。御承知のとおりだと思います。これらの団体の職員は農協職員と同じような立場にある。ある面では農協職員と言つてもいいわけなんです。ところが、年金は、農協職員は農林年金、私が申し上げたような団体は厚生年金となつてゐるんですね。したがつて、こうした団体の職員に

對しては、その身分を保証するために、ある地域によつては、ある県によつては農協の出向や嘱託員として農林年金の組合員にしてゐるところもあると聞いてゐるんです。こんな無理をしなくても、こういう全く農協と同じような人は、これは団体の性格からいつても、業務の内容から判断しても、農林年金の適用者として認めるべきではないか。ですから、先ほど来この信用基金法で言つてゐるけれども、信用保険協会ですか、これは五十数名だと思ひますが、これは厚生年金に移すということでしょう。こんなのは農林年金へ入りたいということになれば、やつぱり入れたつていいのじゃないか。そのぐらいな検討ができないのかどうか。

○政府委員(眞木秀郎君) ただいま言われました健康保険組合あるいは退職金共済会、確かに農林漁業団体の福利厚生に從事されてゐるわけでございますが、例えば全中が入つております健康保険組合は、またこれは直接農林漁業団体とは関係のない経団連等の民間団体がその中に加入してゐると、そういうようなこともありますし、また退職金共済会につきましても、厚生年金の對象団体とされてきておりますいわゆる民法法人で構成がされてゐるというような事情がありまして、なかなかこの法律を改正してこちらに入れるということが難しいというふうな状況にあることを御理解願ひたいと思ひます。

○村沢牧君 局長、実態はよく理解してくれまうね。同じ福利厚生団体におる職員が、片方は農林年金、片方は厚生年金。農林年金の人たちはやつぱり農協から出向という形をとつて、嘱託という形をとつて農林年金でやつておると思うけれども、いずれにしても、同じ職場におつて農林年金と厚生年金と先ほど申し上げたように違いもある。私は、将来から見てどつちに入つた方がいいか、それはわかりませんよ。しかし、あなたが言うように、私が指摘をするように、農林年金は厚生年金よりもいい制度に一元化になつてもいいじゃないかと、そういう趣旨からするならば、加入者もやつ

ぱりふやさなければならぬ現状ですから、そういうことについて実態をよく調査をして、それらの団体の意見も聞いて、どうすべきか、これは前向きにひとつ取り組んでもらいたいというふうに思ひますけれども、初めからだめだだめだなんて、そんなことじゃだめですよ。

○政府委員(眞木秀郎君) この点につきましては、これまでのほかの年金にもう既に入つておるというふうなこともありまして、いろいろの事情があらうかと思ひますけれども、一度実態についてよく調べてみたい、検討してまいりたいと思ひます。

○村沢牧君 ぜひそのことを調査してもらひたい。それは申し上げておきますけれども、出向や嘱託で農林年金へ入つてゐるのはけしからぬなんからね。そんな調査はだめですよ、やぶ蛇になりますから。そんなことは私はさせませんからね。だから、加入者をふやすような形で調査をしてもらひたいですな。

次に、財政の問題ですけれども、農林年金の成率は私学共済や厚生年金に次いで低い率となつてゐるけれども、今後の財政状況は大変に厳しいものがあるというふうに思ひます。五十九年度には制度発足以来初めて給付金が掛金収入を上回つた。六十一年度四月からは掛金率を千分の二十五引き上げて百三十四としたけれども、これによつて掛金収入が給付水準を賄えるところまで回復することは絶対保証できない。したがつて、積立金の運用収益や国庫補助金等すべて当年度の年金給付に回さなければならぬようになってしまふんではないか、積立金も減額をされてくるんではないか、こういうことが心配されるわけでありまして、年金財政の展望とその対応について、時間もありませんから簡潔にわかりやすく答弁してください。

○政府委員(眞木秀郎君) 現在の財政状況は、成率とかあるいは年金の収支率、給付に対する積立金の倍率などを見てみますと、私学共済、厚生年金に次いだところにごさいます、それほど悪

い状態ではないと思ひますけれども、急速に成率が高まつておるというふうな状況でございます。例えばこの成率率一つをとつてみましても、昭和六十一年に一九%であるものが、昭和七十五年には二九%程度、昭和八十五年には三八%程度になると考えられるわけでございます。

将来の財政の問題にいたしましても、現在の千分の百三十四という掛金率を据置きまして推計をいたしてみますと、七十二年度には収入総額を支出の方が上回る。以後、仮に、実際にはそういうことはなかなかできませんけれども、どんどん積立金だけを取り崩していくというふうなことになると思います。昭和八十二年ごろには積立金ゼロというふうな非常に厳しい計算が、結果が出てくるわけでございます。

このようことから、まず各世代間の公平性に配慮しながら計画的にやはり対応していくという、年金財政の長期的な健全性を確保していくということが重要であると考えておりまして、掛金率の問題につきましても、そういう観点から、やはり非常によくそういう先の方を考えたが対応していかねばならないということであろうかと考えております。そのほか、また全体の運営の合理化なり効率化について努力すべきことはもちろんであらうかと、このように考えております。

○村沢牧君 いずれにしても、年金財政の展望は大変厳しいものがある。将来、掛金率だとか物価上昇、賃金上昇もいろいろ仮定して考えなければつきりしたことは言えないというふうな思ひますけれども、それにしても掛金率がどんどん上がつてくる。最近の農協の経営状況を見ても、この団体の負担だつて容易ならざるものが出てくるわけですね。それらに對してどう対応していくのか。きょうはこういう質問をしても的確な答弁はできないというふうに思ひますけれども、してくれませんか。

○國務大臣(加藤六月君) 年金全体につきましては、我が国の急激な高齢化社会というものは、それぞれの年金がある面では共通の問題点、悩み

そこで、利息をつけて返すということですけれども、利息がまた、ただ私はその場合に皆さんに特に要望して答えてもらいたいんですが、農林年

○委員長（高木正明君） 休憩前に引き続き質疑を行います。

て、非常に安定しておるということで、物価上昇は

場合がありますし、使い方が下手な場合には、子供や孫にせびり取られてしまつて自分の懐に残らない場合もあったり、いろいろあると思います。

れども、要は、先ほどお答え申し上げましたように、実質的に給与の額を確保するという立場からいって、おられるわけでございますから、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○刈田貞子君 それで、私もたくさん御通告申し上げてあることはございましたけれども、時間の関係と、それから先ほど来の先輩議員の御確認なさった事柄がたまたま出てまいりましたので、それを皆割愛いたしまして、しかし、なおかつ私の立場としてお聞きしたいことを聞いてまいりたいと思います。

次に問題になりますのが、先ほど来のお話にも出ておりましたように、さきの行革関連特別によつて農林年金に対する国庫補助が四分の一カットされているという問題でございます。これもこの組合の代表の方が来られてまして、やはりこのことについては今回どうしても確認をしておいてほしい、こういう要請もございました。これが四年間、五十七年度からでございますから、五十七年度は何とこのカット分四十五億ですね、私これ計算していただきましたら四十五億、それから五十八年が五十一億、それから五十九年が五十七億、六十年が六十五億というふうなカット額でございます。トータル四年間で二百二十一億弱という、こういう額がカットされておられるわけでございまして、これはこの組織の将来展望等を考えれば、おられる幹部の方たちにとっては大変に気になる、そして頭の痛い課題であろうと思ひまして、その先行き、先ほど来お話ございましたけれども、やはりその返済の時期は一体どうなるのであろうか、それは見通しが大体つくのかつかないのかというところ、それからまた、その返済に当たっては、その利率、利回りをどのようにして返してくるのかというところが、やはりどうしてこの話が出てまいります。

このことを御確認させていただきたいわけでございますけれども、この組合としても四分の一カット、抜いてしまつた後で、この四年間で七百八十六億の収益を自分たちで生み出してござい

すね。これは自助努力でやっております。ですから、とにかく資金を蓄えておかなければならぬというところで言われておりました。ぜひこの返済の時期、見通し、そして条件、こういうものがどうなるのか、私にも再度伺わしていただきたいと思ひます。七・六五、七・六九あたりの利回り運用、これ以上のことでお返しいただけるのか、あるいはそれよりずっと低いものであるのか、その辺のところも含めて御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(眞木秀郎君) 今、刈田委員御指摘の縮減額、これを返してもらう問題は、これは国の財政事情を勘案しつつ適切な措置を講ずるということとなつておられるわけでございますけれども、その具体的な返還の時期あるいはまたその方法について、政府として目下財政再建を推進しているという最中ではございすけれども、この国庫補助が農林年金の財政にとって不可欠な位置づけにあるということにかんがみまして、農林水産省といたしまして、縮減された元利相当分につきまして早急に補てんがなされるよう財政当局とも折衝をしております。このように考えております。

ただ、そのときに利息分につきましての程度の水準になるかという点につきましては、これはまた今後折衝の中で明らかにしていかなければならないと思ひますけれども、得べかりし利子を含めて返してもらうことは当然であらう、このように考えております。

○刈田貞子君 先ほど局長のお話の中にも、成熟率というのは年々高まつていく、一九%、一九%、三八%ですか、おっしゃつておられました。それで、パンクの状態にもなりかねないのだというお話でございます。ですから、やっぱりこの手のものが大変組織としても気になるところであることはよく御理解いただきまして、今折衝していくつもりでございますとおっしゃられましたけれども、これはつまりではなくて、もう毎日言つてほしい。本当はきようは大蔵当局お見えになつてい

ただくとかつたと思つておりますけれども、これは大変押し強い農水大臣、大変お立場はお強くないらっしゃいますから、ぜひ大蔵当局にこの辺の農民たちの気持ちをお伝えいただきたいと思ひますけれども、大臣、いかがでございますか。

○国務大臣(加藤六月君) 本日、この法案を審議していただくに際しまして、先生方から強い御意思があつたことを体しまして、今後折衝に当たりましては鋭意努力いたしたいと思います。

なお、若干答弁が外れる人ではないかと思ひますが、たしか昭和五十八年度におきまして、自動車損害賠償保険の運用益の積立金の国が借入れをいたした分につきましては、まずスタートとして昭和六十一年度予算において何がしかを返すというところ等もやつてきた経過もございす。ただし、これは行革特別法に基づいてやつたわけでございますから横並びの件もございすけれども、一生懸命やつていきたいと考えております。

○刈田貞子君 それから、先ほど積立金運用収益七百八十六億というお話をいたしました。そして大変な自助努力をなさつておられるということも申しました。ございすけれども、これは質問でございますが、その資金運用ということに当たつて何か制約がございすか。

○政府委員(眞木秀郎君) 農林年金の資金運用につきましては、資産の増加額の三分の一は政府保証債を取得して運用することが義務づけられてはいる。これは、証券投資信託の受益証券の取得等に枠の制限はございす。まずほとんど自主運用できるという形になっております。

○刈田貞子君 前年からふえた分の積立金の三分の一は政府保証債を買わなければならないという制約ですね。

○政府委員(眞木秀郎君) 資産の増加額の三分の一というところでございす。

○委員長(高木正明君) 局長もう一度。

○政府委員(眞木秀郎君) 資産の増加額の三分の一は政府保証債を取得して運用することが義務づけられてはいる。これは、証券投資信託の受益

証券の取得等に枠の制限はございす。ほとんど自主運用ができることになっております。

○刈田貞子君 この資金運用の状況を見ますと、有価証券に対する投資が一番多いと思ひますが、今これは枠があるとおっしゃいましたか。

○政府委員(眞木秀郎君) 枠がございす。証券投資信託についてでございます。

○刈田貞子君 もう少し詳しく教えてください。

○政府委員(眞木秀郎君) 枠の制限につきましては、証券投資信託の受益証券、それから株式の取得並びに特定金銭信託により運用する場合は、それぞれ給付経理の資産の価額の十分の一を超えてはならないという規定になっておられるわけでございす。

○刈田貞子君 いずれにいたしましても、受給者はふえていく、そしてこれを負担する者が少なくなつておられる現状にあつて、やはりこうした資金運用の状況等を種々検討されておられることを先般伺いました。こうした努力を大変に重ねておられることを知つて私も大変びっくりしたわけですが、こういうことについてもやはり国は配慮をしなければならぬのではないかと、いふに思つた次第でございます。

それから、次の問題です。これは六十一年の大幅改定の際にございました附帯決議の中にあつたことです。そこにありましたもので、「年金の支給開始年齢の引き上げに対処し」という問題がございまして、これも実は現場からの声として、定年延長に対する指導を何とかしていつていただかないと、支給開始年齢と定年との間にすき間があらうと思ひます。六十一年の年金改正のときには、七十年までの間に六十歳に持つていくわけですね。そうすると、やはりこの定年延長についてもかなりの配慮をしなければならぬといふふうに思ひます。ちなみに今農協の例でいきますと、男子が五七・八、女子が五六・七が平均だといふように調べてまいりましたけれども、今後こうしたことへの配慮はいかがお考えになつていらっしゃいますか。

○政府委員(眞木秀郎君) 今、農協の定年の状況について言及されましたけれども、我々がこの職員の平均定年年齢につきまして、全中の調べによつて昭和六十年八月で把握しておりますのによりまして、五十八・三歳ということになっております。これは五十七年八月の調査におきまして五十七・七歳から漸次延長されてきておるわけでございます。我が国全般の高齢化社会への移行、それから農林年金の支給開始年齢に対応するというそういう観点から、農林水産省といたしましては農林漁業団体に対して、その職員の定年年齢の延長につきまして、従来から通達を発する等によりまして指導してまいっております。

他方、農林年金の支給開始年齢につきましては、さきの制度改正におきまして、昭和七十五年に六十歳とされている経過措置を短縮いたしましたして、七十年に六十歳になるよう改正が行われたところでございすけれども、その経過措置は、昭和六十年七月から六十四年六月までは五十七歳といふことになっております。したがって、現時点において、先ほどの調査結果と照らし合わせますと、平均定年年齢はこの五十七歳を少し上回つておるという状況にございます。

この定年年齢の延長の問題につきましては、この年金の支給開始年齢も念頭におきまして、今後労働省とも連携をとりながら適切な指導を行つてまいりたい、このように考えております。

○刈田貞子君 最後にお願ひしておきたいのは、これから年金は、もう年をとつていく者にとつて何物にもかえがたい一つの暮らしの糧になつていくわけでございすので、やはりこの農林年金、ここの問題も私はいがしるにできない、農業政策を進めていく上で大変大事な課題にならうかと思ひます。下支えをしていく人たちがだんだんなくなつていってしまうようでは大変に困るわけでございまして、先ほど来御質問ありましたように、やはり年金への加入者の問題もぜひ配慮いただいて、何とか加入者もふやして、そして年金基盤を充実強化していく、このことをぜひお願いし

て、私の質問を終わらせていただきますが、もし何か御所見があればお伺ひいたします。

○国務大臣(加藤六月君) 我々がこの年金問題を考えるときに、まず第一は高齢化社会でございす、一番いいのは三角型、ピラミッド的な年齢構成になっておればいい。それが、団体によつては高齢者が多くて若い人が少ないというマツタケ型になってみたり、あるいは矩形型の年齢構造になっておつてみたり、いろいろ年金そのものを勉強する場合にそういう点しみて感ずる場合があるわけだ。しかし、さりとて理想的な三角型といふのはなかなかいろいろな事情等を踏まえてできない場合もあります。

しかし、そういう中で、より若いといひますが、若い人の加入者をいかにしてふやし確保していくかといふこと、先ほどおつしやいました定年延長との問題といふのが、ある面では一般の人件費の関係と年金との関係でそれぞれの団体が苦慮しておると思ひますが、御質問の御趣意を体しまして一生懸命やつてまいりたいと思ひます。

○鎌山博君 当委員会における初質問でございす。鹿児島市で農協の合併をめぐる大問題が起つております。経営困難に陥つた鹿児島市農協が隣接の田上農協に吸収合併されるという内容です。この問題で農水省に調査を求めていたけれども、調べていただけましたか。

○政府委員(青木敏也君) 鹿児島市農協問題につきましては、今回……

○鎌山博君 中身は後で聞きます。調べていたかどうか。

○政府委員(青木敏也君) 私どもの立場でも実情の把握に努めてまいりましたし、その様子につきましてはある程度お答えできるのではなからうか、こういうふう存じております。

○鎌山博君 二つの農協は既に合併予備契約書を結んでおります。私は、限られた時間で合併の是非を議論しようとは思ひません。ただ、この合併に

伴つて鹿児島市農協で働いてるすべての職員が七月の末日で退職させられるという内容になっていす。

具体的に聞いてみますと、三百六十名の職員が全員退職、その中で百六十名プラス若干名が田上農協に採用される、こういう内容だそうです。合併予備契約書を見ますと、財産及び権利義務は引き継ぐとなつております。ところが、職員は引き継がない、こういう合併のやり方です。これはまさに国鉄の分割・民営化の悪例を倣つたものではなからうかと思ひますけれども、農協の合併では通常こういう職員の取り扱いがされてるんでしょうか。

○政府委員(青木敏也君) 農協の一般的な合併につきましては、御案内のとおり、農協を合併することによりまして経営基盤の強化なり、スケールメリットの強化を図るというのが通常の農協の合併の形態でございす。

今回は、鹿児島市農協という経営困難に陥つた農協の再建のための一手法として合併という手段を通じて再建を図るのが望ましいという関係者の判断のものでございまして、一般の農協合併の場合のケースとは性質を異にするものと、こういうふうな考慮をしております。

○鎌山博君 私は、繰り返しますけれども、職員に対する取り扱いの問題だけをきくようは聞きません。

合併に伴つてすべての職員が解雇されたという例がありますか、農協について。

○政府委員(青木敏也君) 農協の合併に際しまして、職員につきまして合併基準日の前日に雇用契約を解除するといふ形で一度退職をするというケースはございす。しかしながら、存続後の組合におきまして一度退職した職員を再雇用するといふのが通常でございまして、しかし、農協合併におきまして常に合併基準日前日の退職した職員のおすべてを必ず再雇用しているといふことでは必ずしもないといふふうに理解しております。

○鎌山博君 いずれにしても、すべての職員

を解雇してしまつて、その一部、具体的には半数以下しか再採用しないといふのは前例のない方法ではないでしょうか。

○政府委員(青木敏也君) 合併に際しましての職員の承継の問題につきましては、今回の鹿児島市農協のように不振組合の再建というぎりぎりの厳しい条件下での再建計画の具体化の問題でございす。こういう中におきまして、その職員の数の多寡に応じてその是非を論ずるのはいかがかと、こういうふうな考えです。

○鎌山博君 きようは労働省の方に出席をお願いしていただきましたけれども、来ておられますか。普通の民間企業で吸収合併といふのはしばしば行われております。しかし、私の調査によりまして、吸収合併のときに合併される側の労働者が全員解雇されるということは前例がなかったと思ひます。だれでも知っている典型的な吸収合併としては、安宅産業が伊藤忠に吸収合併された、平和相互銀行が住友銀行に吸収合併された、この二つの例は非常に著名ですけれども、この二つの吸収合併で吸収される側の労働者は全員解雇されませんでしたか。

○説明員(廣見和夫君) お答え申し上げます。通常、民間で合併が行われるときに、合併される側の雇用者がどのようになるかといふことにつきましては、私も必ずしも詳細は承知いたしておりませんが、今先生お尋ねの安宅産業の件、それからまた住友銀行の件につきましては、合併される側の職員の方が全部解雇されたといふふうな事実はないといふふうに私は承知いたしております。

○鎌山博君 二つの著名な吸収合併の例を聞きましていただけれども、通常、労働者を強制的にやめさせた後で合併が進むといふことは行われていないと思ひますけれども、どうでしょう。とりわけ本件の場合は、財産及び権利義務を引き継ぐという状況の中での吸収合併です。一般的に民間企業の場合どうですか。

○説明員(廣見和夫君) 先ほどもお答え申し上げます

ましたとおり、合併の職員の承継に限りまして私ども必ずしも調査いたしておりませんので、果たしてそういうことが自信を持って言えるかどうかとなりますと、必ずしもお答えできないかと思ひますが、ただ、通常の状態のことを考えますと、合併という場合は包括承継されるという形で処理される、こういうケースが多いのではなからうかと、こんな感じがいたしております。そういう意味では、職員が承継されるというケースの方が一般的には多いのではなからうかな、こういう感じでございます。

○諫山博君 一般的に多いと言われますけれども、全員解雇したという例がありますか。

○説明員(廣見和夫君) 先ほど来お答え申し上げておりますとおり、私も合併に際しての職員承継問題につきまして全部調査しておりませんので、全員解雇したケースがあるのかないのか、必ずしも私も承知しておりませんところでございます。

○諫山博君 民間企業が人員整理をする、企業整備によって労働者を減らすという場合に、裁判上、解雇回避義務が使用者に負わされているとなつては、いさすけれども、いかがでしょうか。

○説明員(廣見和夫君) 通常、人員整理をめぐりまして裁判上で争われますことも確かに多くございます。

その場合の裁判例でございますが、これまた私ども必ずしも全部の判例の大勢を承知しているわけではございませんが、通常の裁判例で見えますと、確かに人員整理につきましては一定の基準を考へてゐる。例えばその人員削減が必要であるか否か、あるいは人員削減の手段として整理解雇が例えに行われるような場合は、それが必要であるか否かといったような、そういう基準から判断するところかというふうな承知いたしております。○諫山博君 もっと進んで、使用者はなるべく解雇しないで済むような努力をしなければならぬという点では裁判所の見解は一致しているんじゃない

ないでしょうか。

○説明員(廣見和夫君) その点につきましては、今例えばというふうな申し上げました二番目の例で、何らかの人員削減をする、しかしそれをどういう形でやるかというときに、例えば解雇に至る前にどんな努力がなされたか、いわゆる今先生のお話のような解雇を回避する努力がどの程度なされたか、事実判断としてそれを見ていくというふうな形で論じている裁判例も多いかと思ひます。

○諫山博君 次に、別な問題です。

鹿児島市農協と田上農協は、明日総会を開くことになっております。総会が開かれますと、予備契約書というものは恐らく本契約書になると思ひます。そして、労働者を全員退職させるという作業が開始されます。

そこで問題なのは、鹿児島市農協の総会開催通知書です。これを見ますと、地区または部落の代表者には御参集をお願いすると書かれております。そして「他の正組合員については」一書面による議決権の行使の方法で開催させていただきますことにいたしました」と書かれてゐる。この通知書を見ますと、代表者の方は総会に御出席いただき、代表者以外の正組合員の方は御出席いただきなくて結構です、書面で議決権を行使してください、こういうふうな読みです。これは正組合員の総会参加の権利、総会で発言をする権利を否定した通知になっております。総会が、すべての正組合員によつて開かれるという当然の原則を無視した総会開催通知です。これは法律上違法だから、農水省が直ちに行政指導してほしいということをきのう私は農水省に要請いたしました。どうされたのか、御説明ください。

○政府委員(青木敏也君) 御指摘の鹿児島市農協の総会の開催通知におきまして、一部正組合員の総会出席の機会が制限されると受け取られるおそれのある文面があったことから、鹿児島市農協におきましては総会開催の通知を改めて出直すことにしたと、こういうふうな私ども聞いており

ます。

○諫山博君 農水省としては、総会を強行するのはやめなさい、総会の開催通知を出し直しなさいと指導されたのですか。

○政府委員(青木敏也君) 鹿児島市農協の一次的な指導監督の行政庁は県知事でございます。私も県を通過して、今回の総会開催通知についてやや疑義を招きかねない文面があったということをおつておりました、その文面からすると、そういうおそれも十分あるということ、より適切な開催通知が望ましいというふうな考え、また県の方にそういう考え方を示したところでございます。

○諫山博君 鹿児島市農協の総会は明日行われる予定でしたけれども、明日は行われないだろうと理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(青木敏也君) 私ども現在把握いたしております報告によれば、先生の御指摘のようなことで理解していいんではなからうかと思ひます。

○諫山博君 この問題をめぐつて現地では、定款そのものが非常に欠陥だらけだ、こんなことで農協の運営ができるのかという声がありますが、定款は調べられましたか。

○政府委員(青木敏也君) 鹿児島市農協の定款が欠陥だらけであるかどうかについては、私も初めて耳にするわけでありまして、早速鹿児島市農協の定款について十分私も調べてみたいと思ひます。

○諫山博君 鹿児島市農協が総会開催の延期を決めた理由の一つに定款の不備が挙げられてゐると思ひますが、御存じありませんか。

○政府委員(青木敏也君) 御指摘の事情につきましては、残念ながら私も承知しておりません。

○諫山博君 組合員投票の規定が定款にないということが問題になってゐます。そのほか、いろいろ定款上の不備が現地で問題になってゐるようです。それから、ぜひ取り寄せて公正な運営が行われるように要望したいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(青木敏也君) 御指摘の点につきまして

では、十分私どもわきまえて御趣旨に沿つた方向で対応したいと思ひます。

○諫山博君 この農協合併の基本的な問題については、さつき私が申し上げましたように、ここまでは触れません。ただ、三百六十名の職員が路頭に迷おうとしている。これは極めて重大な事態です。労働者の御説明でも、企業の吸収合併というのは例がありませんけれども、こういうやり方で吸収合併が行われているというのは全く異例だという御意見だと思ひます。この点、根本的に労働者を路頭に迷わせなくて済むような努力をする指導をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(青木敏也君) 今回の鹿児島市農協の合併に際しての職員の承継の問題、これはしかし、背景として今回の合併が、鹿児島市農協の今日の困難な経営の状況に陥つたことを前提にして、貯金者の保護並びに系統組織全体の信用維持の観点から、系統組織内におきまして、ぎりぎりの選択の中でどういう形の再建が一番望ましいかというところで取り組まれているというふうな理解をいたしております。

先生の御指摘のとおり、その職員の承継の問題をより望ましい形としてどういう形がいいのか、それからまた、それは同時に、今回の鹿児島市農協の合併を通じての再建路線、これが倒れる話であつてはどうにもならないわけでありまして、その両方の、要するに鹿児島市農協の再建を図る。これは市農協の職員組合におきまして、要するに鹿児島市農協の再建については、我々も命をかけて全力で努力するということを言つてゐるわけですね。一番だれよりも市農協の再建を願つてゐる職員組合の関係者は言つてゐるわけです。ですから、その最終路線の再建を図るという観点から、これはやはり関係当事者である農協相互間、また鹿児島市農協の労使間の具体的な話し合いの中で選択の問題だと思ひます。その問題が、客観的に鹿児島市農協の解雇権の乱用とかあるいは信義則違反になるかどうか、こ

これは最終的には司法の判断に待たざるを得ないわけでありませうけれども、私もそういう観点で、鹿児島市農協の職員の承継等の問題については、関係者の自主的な判断で詰められるべき問題だし、また、その推移を十分見守っていきたい、こう考えております。

○陳山博君 大臣にお聞きします。

鹿児島市農協の総会通知書を見て、私、正直言つて啞然としたんです。正組合員が総会に出席できないような通知をするというのは何事だろうかと思つた。農協で行われているんだらうかという気持ちを持ちました。しかし、それは手続の問題です。私が一番大臣に要請したいのは、三百六十名からいる職員が一たん解雇されようとしている。もし明日総会が強行されれば、明日の総会で三百六十名の解雇が決まられるという事態だったわけなんです。この種の場合に、労働者を解雇するというのは最も安易な手段ですけれども、同時に最も拙劣な手段です。こういうことが行われなくて済むように、ぜひ積極的な御指導を要望いたします。

○國務大臣(加藤六月君) 要望の趣旨はよく理解いたしました。

○喜屋武眞榮君 私、農林年金法案についてお尋ねいたします。

まず第一問にお聞きしたいことは、年金額の改定についてであります。年金の額は、消費者物価上昇率が五%を上回った場合と下回った場合とに分けて、上回った場合には自動的に政令で改正される、下回った場合には、その上昇率と社会的、経済的諸要素を総合的に判断して法律改正を経て改正される、こういうことになっておりますが、そこで今回は、昭和六十一年度消費者物価上昇率〇・六%という低い上昇率になっております。それにもかかわらず年金額を改定しようというものであるんですが、どうも腑に落ちないのは、五%上昇の場合には政令によって自動的に変わる、下回った場合には法律改正を経て変える、このことも非常に腑に落ちないんですが、その改定の理由

と申しますか、考え方、背景、こういった点からひとつお聞きしたいと思つてます。

○國務大臣(加藤六月君) 従来から農林年金の年金額につきましては、その実質的価値を維持するため、社会経済的諸情勢の変動に対応しまして、必要に応じて、適宜改定の措置を講じてまいつたところでございます。

今回の額の改定は、厚生年金、国民年金、国家公務員等共済などにおける措置に準じまして、昭和六十一年の物価上昇率である〇・六%を基準として引き上げを行おうとするものでございます。

○喜屋武眞榮君 どうももっとその背景、どうしても私、個人的に納得いかぬ気がいたすんですが、今回はこの程度にとどめておきたいと思つてます。

次に、先ほども申し上げました沖繩の特殊事情からくるいろいろなハンディがありまして、先ほどは組織の立場から申し上げましたが、個人の立場から、このような矛盾と申しますか、不合理と申しますか、いろいろと感ずる点がございまして、そこで農林年金加入者の数は沖繩の場合どうなっておりますか。そして、その年金受給、受けておられる者の数はどうなっておりますか、まずこの二つについてお聞きします。

○政府委員(眞木秀郎君) 沖繩におきます農林年金の現状についてでございますが、昭和六十一年三月末で団体数が全国の一%程度、組合員数も全国の一%弱となっております。また、本土に比べまして制度の発足がございましたことから、受給者の数も、退職年金で見ますと全国の〇・三%、全国が八万六千人でございますが、沖繩ではこれが二百三十人ということになっております。

○喜屋武眞榮君 この事実は、どうしてもいまだ今日まで沖繩の関係者が納得がいかない。例えば沖繩県の農林年金は、本土は昭和三十四年の一月一日に施行されておる、十一年おくれで昭和四十五年一月一日から沖繩の場合には施行されておるんです。その間の掛金を掛けていないからという、こういう理由で今日給付金は他県の四五%カットされておるんですね。四五%カットされておる。

そこで本土の皆さんの五五%分しか給付されていないというのが現状であるんですね。このこと自体も、先ほどから、午前からも申し上げましたように、どうしてもこのようなハンディを、差別をされることには納得がいかない。

それで、この四五%カットした財源はどれぐらいになりますか。

○政府委員(眞木秀郎君) 六十一年度におきまして約六千六百万円程度でございます。

○喜屋武眞榮君 これは制度のスタートがおくれたということとでそういう割り切り方もおかれたいと思うんですが、ところが、この原因が個人に組合員にあったのではなく、ひたすら国家の犠牲、国の責任においてそういう差別が生じたわけでありまして、どうしてもそれは国の責任であるからその損失は国の責任において負担すべきである、こう思ふんですが、大臣、いかがでしょうか。

○政府委員(眞木秀郎君) 沖繩におきます農林年金制度は、喜屋武委員御指摘のように、琉球政府のもとで昭和四十五年一月に発足したものでございまして、本土におかれること約十一年ということでございます。これ以前の期間で引き続いて農林漁業団体に勤めていた期間につきましては、四五%をカットして年金を支給することとされておるわけでございます。

この四五%のカットにつきましては、沖繩農林年金制度発足前の期間についても年金を支給することとなっておりますけれども、この期間については掛金の負担が行われていないという事情がございまして、このために、組合員の負担相当分である四五%がカットされているというのが状況でございます。

カットをなくして全額支給することにつきましては、当該期間におきまして掛金を支払ってきた他の都道府県の組合員との均衡等の問題がございまして、なかなか難しい問題であると考えておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 これは決して沖繩側の県民が甘

えてそれを求めているのではないと私は申し上げたかった。ならば、やはり国の責任において、特別の事情は特別の配慮によってしか問題は解決できない、こう私は思ふてなりません。沖繩のこの該当者が、水面下もあります、水面上にもありますが、非常なる不平不満を持っておるということをばつきり申し上げまして、この問題については御検討願います。

次に、持ち時間が迫つたようでありまして、二つまとめてお答えください。

一点は、沖繩の農協系統組織の経営基盤を安定強化するための施策はどのように持つておられるのか。

もう一つは、沖繩の漁協系統組織の経営基盤を安定強化するための施策について、この二つの点についてお聞かせください。

○政府委員(眞木秀郎君) 沖繩の農協につきましては、離島が多いこと等の地域的な特色がございまして、他の都道府県の農協に比しまして総体的には規模が小さいということが言えるかと思ひます。しかしながら、営農指導員の設置率を見てみましても、六十年度で約九七%と全国平均の八六%よりも高うございます。また、地域農業振興計画を策定しておられる農協も全国平均を上回っております。このように、沖繩の農協は、組合員と密着して組合員ニーズにこたえた事業活動を行つておられるわけでございまして、亜熱帯性気候を生かした本土向けの野菜、花卉、それから果樹の産地形成等、農業振興に積極的に取り組んでおられると承知をしております。

今後ともこの沖繩という地域の特性を生かした農業、それに農協の体質強化を図っていく必要があると考えておりますが、さらに計画的な合併の推進によりまして経営基盤の強い沖繩農協の育成に努めていきたいと考えておるところでございます。

○政府委員(佐竹五六君) 沖繩の漁協についてでございますが、地区組合数三十四、うち信用事業を行つておるものは二十七組合でございますが、

その規模を全国の漁協一組合平均で比較してみますと、全国の漁協に比べ、組合員数についてはほとんど変わりませんが、職員数、出資金、貯金残高、販売事業取扱高等、いずれも全国平均を下回っておりまして、総体的に経営基盤は弱体でございます。

特に信用事業につきましては、カツオ・マグロ漁業の不振から著しく信用事業が悪化している組合がございます。これにつきましては、漁協信用事業整備強化対策事業ということで全国四十三組合を対象としておりますが、六十一年度においては特に沖縄二組合を実施いたしました。六十二年度においても、これを上回る数の採択を予定しております。

さらにまた、漁協の経済事業の適正な実施に資するために、漁協経営指導強化対策事業を実施しております。これも六十一年から実施しております。六十一年、六十一年、沖縄についても実施しております。農林中金の役付職員、都道府県職員、それから学識経験者に参加していただきまして、それぞれ漁協の実態を調査した上適切な対策を実施し、現地指導等も行っております。これらの諸事業を通じて沖縄漁協の体質の強化を図ってまいりたいと考えております。

○委員長(高木正明君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(高木正明君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高木正明君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決

すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(高木正明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高木正明君) 次に、農林漁業信用基金法案を議題といたします。

本案につきましては、既に質疑を終局しておりますので、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○下田京子君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております農林漁業信用基金法案に対する反対討論を行います。

反対の理由の第一は、農業信用保険協会、林業信用基金及び中央漁業信用基金の三法人の統合は、農林漁業者並びに各法人における必要性に基づくものではなく、臨時行政調査会の答申を受け、行政改革の一環として特殊法人等の整理合理化を行おうという全くの数合わせである点です。

この点については、農業信用保険協会の会員のなかから、それぞれの生い立ち、組織形態、事業内容などどれ一つをとっても全く異なる三団体を数合わせのように統合しようとするが、行革の本旨とも言ふべき効率的かつ合理的な組織及び運営のあり方に沿わないものではないかとの意見が相次いで出されてきたことから裏づけられます。

第二番目に申し上げたいことは、特に農業信用保険協会の組織の民主的運営面での後退です。

農業信用保険協会は、都道府県の農業信用基金協会の会員とする社団の性格の認可法人です。ですから、都道府県の農業信用基金協会は、出資者として、会員として議決権を持ち、最高の議決機関である総会に出席し、業務運営に関する方針の決定、役員を選出、定款の変更等、直接決定することができま

るところが、新法人は財団的性格の認可法人となり、大臣の任命により選出された理事長と監事、それに大臣認可を受けて理事長が任命した副理事長と理事という構成の役員会が最高の議決機関となり、農民、団体側からの意思反映の仕組みとしては大きな後退になります。

保険協会と会員との結びつきをできる限り維持するために、運営審議会に五つの部会を設けること、運営審議会から除外された都道府県の農業信用基金協会は、必要に応じて運営審議会に出席できる道をつけてあるとしておりますが、諸問の機能代替できるものではなく、組織的性格の変更、後退は明らかです。

今日、農林漁業のすべての分野において極めて厳しい経営環境のもと、保険金支払い額、代位弁済額の増加が著しい状況にあります。それだけに今なすべきことは、保険料や保証料率の引き上げではなく、国の財政援助を引き続き拡充し、財務状況の悪化を防ぎ、末端農林漁業者の声にこたえるべきときであることを指摘し、反対討論を終わります。

○委員長(高木正明君) 他に御発言もなければ、これより直ちに採決に入ります。

農林漁業信用基金法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高木正明君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

稲村君から発言を求められておりますので、これを許します。稲村君。

○稲村君 私は、ただいま可決されました農林漁業信用基金法案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同・公明党・国民会議・日本共産党、民社党・国民連合、二院クラブ・革新共闘の各派及び各派に属しない議員山田耕三郎君の共同提案による附帯決議案を提出いたします。

農林漁業信用基金法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、農林水産業の振興を図る上で金融の果たす役割が一層重要になっている実情にかんがみ、今後とも農林水産金融制度の充実に努めるとともに、本制度がこれら金融制度と一体となった運用ができるよう次の事項に留意し、万全の体制を確立すべきである。

一 最近の金融情勢の変化等に対処し、農林漁業経営等に必要資金の円滑な融通を図るため、信用補完事業の機能が十分に発揮できるよう、組織・財務基盤の強化、債権管理の適正化等の体制を整備し、本制度の適切な運用に努めること。

二 新法人の設立の趣旨、沿革等にかんがみ、今後とも出資者、利用者等関係者の理解と協力が得られるような業務運営体制を整備し、その的確かつ効率的な運用に努めること。

なお、新法人の業務を円滑に行うため、必要な役員数を確保し、適材適所による人員配置を行うとともに給与等の雇用条件については不利益を生ずることのないよう措置すること。

右決議する。

○委員長(高木正明君) ただいま稲村君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高木正明君) 全会一致と認めます。よって、稲村君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、加藤農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。加藤農林水産大臣。

○國務大臣(加藤六月君) ただいまの附帯決議に

つきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上善処するよう努めてまいりたいと存じます。

○委員長(高木正明君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(高木正明君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高木正明君) 次に、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案及び森林法の一部を改正する法律案を便宜一括議題とし、政府から順次両案の趣旨説明を聴取いたします。加藤農林水産大臣。

○国務大臣(加藤六月君) 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

国有林野事業は、昭和二十二年に特別会計のもとで運営することとなつて以来、それぞれの時代における社会的、経済的要請にこたえて、その課せられた使命を果たしてまいりました。このようなかで、国有林野事業の経営構造が悪化傾向をたどるに至つたため、昭和五十三年度には国有林野事業改善特別措置法が制定され、また、その後の情勢変化に対応して昭和五十九年度には同法の一部が改正されたところであり、現在、同法に基づき、昭和七十二年年度までに経営の健全性を確立するという目標のもとに、改善計画に即して、その改善を進めてきています。

しかしながら、国有林野事業の現状を見ますと、諸経費の削減等によりその改善について一定の成果を上げてきてはいるものの、最近における急激な円高等の影響もあり、木材価格が引き続き下落、低迷していること、人工林の約九割が成育途上であり、資源的な制約のもとにあること、借入金金の利子及び償還金が増大しつつあること、当面要員調整の過程にあること等により、国有林野事業の

財務をめぐる事情は一層厳しいものとなつております。

このような情勢に対処するため、林政審議会の答申等を踏まえ検討を行った結果、自主的努力を基本として国有林野事業の改善の一層の推進を図ることが必要であると判断されるに至り、その改善措置の一環としてこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国有林野の保全に要する経費の一部について、一般会計から国有林野事業特別会計に所要の繰り入れを行うことができることとしております。

第二に、借入金金の償還金の財源に充てるため、借入金をすることができるようになるとともに、その利子の財源に充てるため、一般会計から国有林野事業特別会計に所要の繰り入れを行うことができることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、森林法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

森林法第八十六条の規定は、共有林について、その経営の安定を図るため、持ち分価額が二分の一以下の共有者からの分割請求を禁止しているものであります。

しかしながら、本年四月二十二日、私人間の訴訟に関連し、最高裁判所は、森林が共有であることと森林の共同経営とは直接関連するものではなく、共有林の共有者間の権利義務についての規制と森林経営の安定という立法目的との間に合理的関連性があるとは言えないこと等を理由とし、この規定が財産権の内容を公共の福祉に適合するよう法律で定める旨をうたった憲法第二十九条第二項に違反し、無効であると判示したところであ

ります。

このように最高裁判所において違憲、無効の判決が行われた以上、違憲状態を早急に是正する必要があるとすので、森林法第八十六条の規定を削除することとし、この法律案を提出した次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(高木正明君) 次に、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案について補足説明を聴取いたします。田中林野庁長官。

○政府委員(田中宏尚君) 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法律案を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、政府は、昭和六十八年度までとされている改善期間において、国有林野のうち保安林等の公益的機能が高い森林における松くい虫の駆除その他の森林保全に要する経費で改善計画の円滑な実施に必要なものとして政令で定めるものの一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定に繰り入れることができることとしております。

第二に、国有林野事業勘定におきましては、改善期間において、国有林野事業の収支の改善に努めても、なお借入金金の償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、借入金をすることができるとしてあります。

第三に、この借入金につきましては、その利子の財源に充てるため、改善期間において、予算の定めるところにより、一般会計から国有林野事業勘定に繰入金をすることができるとしてあります。

なお、このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上をもちまして、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(高木正明君) 両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(高木正明君) 次に、集落地域整備法案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。加藤農林水産大臣。

○国務大臣(加藤六月君) 集落地域整備法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

近年、集落及び周辺の農用地の地域において、いわゆる混住化、兼業化の進展等により、虫食いの農地転用による農業生産機能の低下、無秩序な建築活動による居住環境の悪化等の問題が生じております。他方、生産性の高い農業の確立と良好な都市環境の確保に対する要請はますます強くなっております。

このような状況に対応して、良好な営農条件及び居住環境の確保を図る必要がある集落地域について、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を推進するとともに、適正な土地利用を実現することが重要な課題となつております。このため、集落地域の計画的な整備を推進する制度を創設することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、都道府県知事は、都市計画区域内であり、かつ農業振興地域内である集落地域について、その整備または保全に関する集落地域整備基本方針を定めることとしてあります。

第二に、市町村は、集落地域整備基本方針に基づき、集落地域の特性にあわしい整備及び保全を行う必要がある場合には、都市計画に集落地区計画を定めることとしてあります。

集落地区計画の区域内において、土地の区画形質の変更、建築物の建築等の行為を行おうとする者は、市町村長に届け出なければならぬこととしております。

第三に、市町村は、集落地域整備基本方針に基づき、農業振興地域整備計画を達成するとともに、集落地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設等の整備を一体的に推進する必要がある場合には、集落農業振興地域整備計画を定めることができることとしております。

集落農業振興地域整備計画の区域内にある一団の農用地の所有者等は、農用地の保全及び利用に関する協定を締結し、市町村長の認定を受けることができることとしております。

また、この協定の締結等を促進するため、市町村は、一定の農用地に関し、交換分合を行うことができることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(高木正明君) 次に、補足説明を聴取いたします。鴻巣構造改善局長。

○政府委員(鴻巣健治君) 集落地域整備法案につきましては、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法案を提案いたしました理由につきましては、既に提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一に、集落地域整備基本方針の策定であります。

集落地域整備基本方針には、集落地域の位置及び区域、土地利用に関する基本的事項等を定めるものとし、このうち一定の事項について、農林水産大臣及び建設大臣の承認を要することとしております。

第二に、集落地区計画の策定であります。

昭和六十二年六月八日印刷

昭和六十二年六月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F

整備及び保全に関する方針、集落地区整備計画等を定めるものとし、集落地区整備計画においては、集落地区施設の配置及び規模、用途の制限等建築物等に関する事項並びに土地の利用に関する事項のうち必要なものを定めることとしております。

また、集落地区整備計画が定められた区域内において、市町村長は、届け出に係る土地の区画形質の変更、建築物の建築等の行為が当該計画に適合しないと認めるときは、設計の変更等必要な措置をとることを勧告できることとするともに、当該計画の内容に関し、必要に応じ、市町村の条例で、建築基準法上の制限として定めることができることとしております。

さらに、集落地区整備計画に適合して行われる開発行為については、市街化調整区域内における開発行為の基準に該当するものとして開発許可をすることができるとしてしております。

第三に、集落農業振興地域整備計画の策定であります。

集落農業振興地域整備計画には、土地の農業上の効率的な利用に関する事項並びに農業生産の基盤の整備及び開発、農業の近代化のための施設の整備等に関する事項を一体的に定めることとしております。

集落地域における農用地の保全等に関する協定につきましては、市町村長は、協定の内容が集落農業振興地域整備計画の達成に資するものであること等の要件に該当するときは、認定するものとしております。

また、認定を受けた協定の区域内の一団の農用地の所有者の要請に基づき、市町村が農用地区域を定める場合には、一定の手続を省略できることとしております。

さらに、協定の締結を促進し、またはその維持を図るため、特に必要があるときは、市町村は都道府県知事の認可を受けて、協定区域に係る一定の農用地に関し、交換分合を行うことができることとしております。

なお、このほか、建築基準法、都市計画法、農

業振興地域の整備に関する法律その他の関係法律について所要の改正を行うこととしたしてしております。

以上をもちまして、集落地域整備法案の提案理由の補足説明を終わります。

○委員長(高木正明君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後七時四分散会

五月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案

国有林野事業改善特別措置法(昭和五十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

(事業施設費等の一般会計からの繰入れ)

第三條 政府は、改善期間において、次に掲げる経費の一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定(以下「事業勘定」という。)に繰り入れることができる。

一 国有林野(国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)第二条に規定する国有林野をいう。以下同じ。)の管理経営上重要な林道の開設に要する経費その他の国有林野事業に係る事業施設費で改善計画の円滑な実施に必要なものとして政令で定めるもの

二 国有林野のうち森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項又は第二項の規定により保安林として指定された森林その他の公益的機能が高い森林における松くい虫の駆除又はそのまん延の防止、標識の設

置その他の森林保全に要する経費で改善計画の円滑な実施に必要なものとして政令で定めるもの

第四條の見出し中「退職手当」を「退職手当等」に改め、同条第三項中「第一項の規定による借入金については」を「第一項及び第二項の規定による借入金については」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業勘定においては、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、改善期間において、国有林野事業の収支の改善に努めても、なお同法第五條第一項の規定による借入金で政令で定めるものの償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、この勘定の負担において、借入金をすることができ。

第五條中「及び前条第一項」を「並びに前条第一項及び第二項」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は三月三十一日)

一、集落地域整備法案